

官報号外 昭和三十八年三月二十七日

○第四十三回 参議院会議録第十五号

昭和三十八年三月二十七日(水曜日)

午前十時二十六分開議

議事日程 第十五号

昭和三十八年三月二十七日

午前十時開議

第一 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

六四号)、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

六四号)、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案、臨時石炭鉱害賠償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

精算株式会社法案、石炭鉱害賠償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 日本鉄道建設公団法案(趣旨説明)

第三 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(衆議院送付)

第一一 地方公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一二 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十 東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第十一 石炭鉱害賠償暫保等臨時措置法案、臨時石炭鉱害賠償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十二 東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第十三 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十四 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十五 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十六 東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第十七 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十八 日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十九 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二一 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二一 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を改正する法律案(衆議院提出)

第一二二 参議院事務局職員及び参議院法制局職員の定員に関する件

第一一九 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

昭和三十八年三月二十七日 参議院会議録第十五号 議長の報告

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

員の辞任を許可した。

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、 朗読を省略いたしました。	員及び參議院法制局職員の定員に 関する件
去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
法務委員	林 塩君
社会労働委員	高橋進太郎君
同	山高しげり君
農林水産委員	北條 勲八君
通信委員	白木義一郎君
建設委員	徳永 正利君
予算委員	豊瀬 祐一君
同	大森 創造君
同	山本伊三郎君
決算委員	鈴木 一弘君
同	渋谷 邦彦君
同	山高しげり君
法務委員	向井 長年君
社会労働委員	稲葉 誠一君
同	近藤 信一君
同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。	
農林水産委員	白木義一郎君
通信委員	北條 勘八君
建設委員	高橋進太郎君

予算委員会	稲葉誠二	近藤信一
	千葉信一	
	鬼木勝利	北條篤八
	赤松常子	大竹平八郎
決算委員会	豊瀬慎二	
同 同 同 同 同	大森創造	
同日議長において、左の特別委員の任を許可した。		
科学技術振興対策特別委員会	亀田得治	
オリエンピック準備促進特別委員会	成瀬幡治	
石炭対策特別委員会	鹿島俊雄	
同日議長において、特別委員の補欠左の通り指名した。		
科学技術振興対策特別委員会	岡三郎	
オリンピック準備促進特別委員会	藤田進	
石炭対策特別委員会	竹中恒夫	
同日議員から左の議案が提出されよって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。		
会に付託した。		
中高年齢者雇用促進法案（村尾重君発議）		
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。		
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案		

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

海上運送法の一部を改正する法律案
(久保二郎君外九名提出)

同日議長は、左の議員提出案を公職選挙法改正に関する特別委員会に付託した。
公職選挙法等の一部を改正する法律案(辻寿春君外四名発議)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

失業保険法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

計量法施行法の一部を改正する法律案

屋外広告物法の一部を改正する法律案

森林組合併成法案

林業信用基金法案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

港域法の一部を改正する法律案

オリンピック東京大会の準備等に必

要な資金に充てるための寄附金付き
製造たばこの販売に関する法律案
同日委員長から左の報告書が提出され
た。

放送法第三十七条第二項の規定に基
づき、国会の承認を求める件議決
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

国際労働機関憲章の改正に関する文
書の締結について承認を求める件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

自治省設置法の一部を改正する法律
案

消防法の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税
の回避のための日本国とオーストリ
ア共和国との間の条約の実施に伴う
所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本
国政府とグレート・ブリテン及び北
部アイルランド連合王国政府との間
の条約の実施に伴う所得税法の特例
等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニューアジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に關する法律の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求める事件

関税及び貿易に關する一般協定の譲許表の訂正及び修正に關する締約国との確認書の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

自治省設置法の一部を改正する法律

消防法の一部を改正する法律

所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国とオーストラリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北

改正する法律案及び石炭鉱業経理規制臨時措置法案(電力用炭)
電力用炭

用の安定、産炭地域の振興等の諸施策を総合的に進めていくことが必要であります。これらの施策を一そく推進するための立法措置として、これらの法律案を提出した次第であります。

第一に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案は、整備計画及び再就職計画の策定、請負契約の使用の制限、基準炭価制度の創設等、石炭鉱業の合理化を一そく促進するとともに、その安定を達成するため、所要の改正を行なるものであります。

第二に、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案は、石炭鉱山における保安の確保をはかるため、石炭鉱山保安臨時措置法の存続期間を一年延長するものであります。

第三に、電力用炭代金精算株式会社法案は、電力用炭の長期引き取りを促進し、電力用炭価格の安定と石炭流通の合理化に資するため、電力用炭代金精算株式会社を設立し、これに電力用炭の代金の一手受け渡しに関する事業等を行なわせる等のためのものであります。

第四に、石炭鉱業規制臨時措置法案は、石炭鉱業の合理化の円滑な実施に資するため、石炭鉱業を営む会社の経理の適正化をはかるために必要な利益金処分の認可、事業計画及び資金計画の届出等の規制を行なうとするものであります。

第五に、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法は、鉱害賠償を担保するための積立金制度を設けるとともに、鉱害賠償資金について融資を行なうことにより、鉱害の処理を促進して、鉱害被害者の保護に万全を期するものであります。

第六に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案は、土地の用途の変更を伴う鉱害復旧を行なう得るようになると、無資力認定の場合の被害者の救済措置を充実すること等、石炭鉱業の整備の促進に伴う鉱害処理対策を拡充するものであります。

以上が石炭関係六法案の趣旨であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。大矢正君。

〔大矢正君登壇、拍手〕

○大矢正君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました石炭関係法案につきまして、総理並びに閣僚大臣にその所見をたださんとするものであります。

私は、まず第一に、石炭対策についての政府の基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいであります。

昨年十月、石炭調査団は、政府に対し、抜本的な石炭対策と称する答申をいたしました。その答申に基づいて、政府は、石炭政策大綱を公表し、数多くの石炭関係法案を提出するに

至っているのであります。しかしながら、その法律案のどの一つを取り上げてみると、きわめて不十分であるばかりでなく、一体、政府の基本的な石炭政策といかなる関係にあるのか、石炭産業をいかなる方向に持つていこうとするのか、明確にされていないのであります。わが国における石炭関係法案は、関連法案を加えるならば、おそらく世界一の量を誇るであります。これがだけの法律があるのに、その裏づけとなるべき政策が伴わないのも、これまで世界一だと思うであります。

しかも、この混迷した石炭関係法案が逆に石炭産業を崩壊に導きつつあることを、私は心から憂慮するものであります。昭和三十年八月に石炭鉱業合理化法が成立してから、すでに八年を経過しております。この合理化過程に集積された矛盾と混乱は、当面を糊塗する政策や、むやみに数多く作られた法律では、もはや解決し得ないほど事態を深刻にしているのであります。当時三十万人をこえていた炭鉱労働者は半減し、具体的な雇用対策のないままに放置されております。炭鉱を中心として繁榮していた産炭地域は、所得倍増計画の背後に押しやられ、一刻一刻深刻の度を加えつづけるのであります。また、最近の石炭需要の動向を見ますと、通産省の資料でも明らかなどおり、昭和三十七年度の需要見込みは五千三百萬トンと、調査団が示した最少

トンを二百万トンも下回り、三十八年度においても、電力を除く一般炭の需要は軒並み減少の傾向にあります。もし、かりに、三十八年度においても五千五百萬トンを上回る需要が確保されないということになりますと、調査団の答申は根底からくつがえり、そのまま申柱として進められております政府及び石炭經營者の計画は振り出しに戻り、出発点から検討し直さなければなりません。私が質問をいたしたいたいの

は、このよろくな石炭需要の動向の急速な変化をどう考えられ、どのような考え方のものとて対処されようとしているのか、ますお答えをいただきたいであります。

私が質問をいたしたいたい第二の点は、総合エネルギー政策の確立についてであります。

私は、まず第一に、石炭対策についての政府の基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいであります。

私は、まず第一に、石炭対策についての政府の基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいであります。

私は、まず第一に、石炭対策についての政府の基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいであります。

私は、まず第一に、石炭対策についての政府の基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいであります。

私は、まず第一に、石炭対策についての政府の基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいであります。

策を進めるにあたっては、自主性を堅持し、公共性を強め、価格の安定に留意し、国産エネルギー源を優位に位置づけてあると考ふるものであります。

しかし、こうした政策を強力に進めためには、国の統一的な意思が必要であります。そのため、エネルギー基本法をすみやかに制定し、エネルギー政策に不安と動搖を与えないよう配慮すべきであると思うのであります。ですが、エネルギー基本法を制定する意思があるかどうか、通産大臣の見解をただしたいであります。

また、先般、池田総理は欧洲各国を歴訪し、それぞれ各國のエネルギー政

E.C.のエネルギー政策を初め、各国ともエネルギー政策の確立に努力しています。

私は、まず第一に、石炭対策についての政府の基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいであります。

私は、まず第一に、石炭対策についての政府の基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいであります。

私は、まず第一に、石炭対策についての政府の基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいであります。

私は、まず第一に、石炭対策についての政府の基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいであります。

の基本は、雇用の安定を第一義に考える」というものであります。石炭調査団の任務も、実にこの雇用の安定策申は、石炭産業の安定が第一であり、その安定を通じてのみ雇用の安定ができます。しかしながら、有澤調査団の答申は、石炭産業の安定が第一であり、その安定を通じてのみ雇用の安定ができます。しかしながら、論理のすりかえが行なわれていたのであります。改正案は、まさにこの論理のすりかえをそのまま踏襲しているように私には思えるのであります。改正案は、この法律の目的を拡大して、石炭鉱業の合理化だけでなく、その安定もできるようにするといたしてきましたが、なぜ「雇用の安定」と明記できなかつたのでありますようか。労働大臣の見解をただしておきたいのであります。

字を合わせるような条文になつてゐる
と思うのであります。条文から判断を
すると、整備計画を実施するために再
就職計画を変更しなければならないと
あるが、これは逆であります。明確
と思うが、通産大臣並びに労働大臣の
見解を承つておきたいのであります。
次に、石炭鉱業審議会の改組強化に
ついて質問をいたします。本改正案に
よりますと、改組強化される石炭鉱業
審議会は、合理化整備計画、再就職計
画、資金計画、需給計画、鉱区調整、
基準炭価等の主要事項が調査審議され
ることとなつてゐるのであります。特
に、合理化整備計画、再就職計画等に
つきましては、きわめて重要な課題で
過ぎるよう思ひます。特に
ありますし、労使、とりわけ労働者
との関係が大きいものでありますの
で、むしろ少數の中立委員を加えた労
使の共同決定的機関に変え、その運営
は全会一致を原則とすべきであると思
うのであります。通産大臣の見解を承
ただしておきたいと思います。

べきであると思うであります。したがつて、本法律案には、まずその基本となるべき電力用炭確保についての具体的な措置が講ぜられなければならぬと思いますが、なぜこの点を明確にしなかつたのであるか。また、ただいまの提案理由によりまして、この会社は、電力用炭の価格の安定に資するために、代金の受け渡しに関する事業を行なうほか、石炭の流通合理化に資する事業を行なうとしているのであります。石炭の銘柄の整理、輸送の共同化、石炭輸送船の配船の調整、流通合理化に必要な設備の管理運営等を行なうということになりますことと、これはもはや電力用炭代金精算のための会社ではなく、明らかに流通会社として統轄する機関であります。しかがって、電力用炭の代金精算といふ機能から一歩進めて、電力用炭の販売会社として一本化し、さらに、貯蔵の操作、供給の安定、輸入炭の管理等、電力用炭のみならず、需給調整の基本的機關たらしめる必要があると田中氏のあります。このため、現在提案されております半官半民の性格を変え、名称を変更して、この法律の目的を真に実現するためには、石炭販売流通を一元化した公的機関たらしめることが最も適切であり、石炭鉱業を安定させる道に通するものであります。しかし、通産大臣、また要求はいたしておませんでしたが、たまたま御出席され、

次に質問をいたしたい第五点は、大臣の見解をただしておきたいのです。次に質問をいたしたい第五点は、大臣の見解をただしておきたいのであります。

政府提出の法案によりますと、理の規制を受ける企業は、政府関係機関よりの借入金が五億円以上となりますが、そこで政府は、経理規制の必要な理由として、要の確保、資金の確保、産炭地域の活性等をあげ、これらの措置を政府が行なうがゆえに規制が必要であると述べていますが、それでは、需要の確保等をあげ、これらは、産炭地域振興策について、具体的にはどんなものか持つておられるのか、この際明らかにしていただきたい。また、このようないくことは、すでに私企業、自由企業の限界を超えたものであり、國家管理に等しいものだと思うのでありますか、お答えをいただきたいのであります。

次に、石炭鉱害関係についてお尋ねをいたします。すでに御承知のように、石炭鉱害は現在確定しているものだけでも一百億円と予想されるものになりますが、本法律案によってこれが実現するが、總理はいかように考えておられるのであります。

策の万全を期し得るとは考えられないのであります。鉱害の処理は石炭政策にとつて最もことに重要であります。

に、鉱害は炭鉱の老衰期に急速に現れて、その被害を地域経済に及ぼす質を持つてゐるのであります。しがつて、炭鉱が盛んなときの利益は業外に投下され、石炭が不況になればその鉱害の責任を負うことなく、開山を進めているのが実態であります。本来ならば、鉱害の責任は日本の繪本が負うべきものでありまするが、一次責任を国が負い、特に農地につましては国が全額負担すべきであると思うが、大蔵大臣の所見を承りたのであります。

以上、私はただいま提案されまし

石炭關係法案を中心的に、問題点と、あるべき方向をただしました。そこで、私が最後に強調いたしたいことは、もはや石炭鉱業は社会化すること以てその安定を確立する道はないといふことであります。政府はこの際、イオロギーにこだわることなく、思切った社会化の方向をとるべきだと切つた社会化の方向をとるべきだとうのであります。調査団の答申を詳に分析し、また、おびただしい石炭係法案の目的とその効果を考えるき、今日ただいまこそ、政府みずから社会化的道を指示示す段階にきて、思つては、諸外国の保守党内閣でえ社会化政策をとっているのであり

○國務大臣(池田勇人君) お答えいた
します。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

石炭対策の重要な一つの柱は需要の確保でございます。したがいまして、三十八年度におきましては、有澤調査団の答申のことく、五千五百万トンの需要を確保するため、政府は極力努力を続けております。その対策といたしましては、まず最も大きい需要先である電力用炭に、大体三十八年度二千五十万トンの見通しがついたのであります。また、ボイラー規制法につきましても、規制を延長する方向でただいま検討を加えております。また、問題のセメント用炭につきましては、今後新設の場合には極力石炭を用いるよう、しかして石炭を用いるセメント会社に対しましては、融資によつてこれを保護しよう、こういう考え方でおるわけであります。また、製鉄用の原料炭につきましても、極力国内産の原料炭を使らよう、指導して參りたいと考えております。

なお、エネルギー対策でございますが、エネルギーは經濟活動全般に關係する重要な基礎物質でございます。これが安定的長期的確保、または価格が低廉であつて經濟性があること等を根

本問題をいたしまして、また、雇用あるいは国際収支の点等から、十分総合的に検討を加えていきたいと考えておられます。ただいまは通産省におきまする産業構造調査会のエネルギー部会で検討を続けておるのであります。

なお、石炭鉱業の社会化につきましては、私はその必要を感じません。今的方法でいくことがけつこうだと思います。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田一君)　お答えいたしました。

総合エネルギー政策につきまして、基本法を作つてはどうかといら御質問でございますが、私たちは産業構造調査会におきまして、目下この問題について十分研究をいたしております。また、石炭につきましては、少なくとも五千五百万トンの需要を確保して、これを開発していくという考え方でやつておりますので、将来エネルギーに影響が、いわゆる需要に影響がございましても、石炭については、それだけのものは、少なくとも確保するという考え方でおりますので、大矢さんのお考えときほど違つてこないと思っておりまます。

それから、再就職計画と合理化計画について、どちらを優先させるべきかといふ御質問でござりますが、もとより、これは、うはらになつて、表裏との関係ではござりますけれども、

私たちといたしましては、今度の石炭の問題が出てきましたのは、何としても合理化ということが先行いたしておるのでござりますから、法文の書き方において、合理化を先に書くのは当然だと考えておるわけであります。

次に、石炭鉱業審議会の運営のやり方につきまして、全会一致でやるべきではないか、合理化とか再就職計画ということをきめるのは、非常に重要な問題であるからして、労使と中立委員を加えた委員会で全会一致でやれと、こういうことでございますが、私は、民主主義の建前からいいましても、この種の審議会の考え方からいいましても、やはり多數決を原則といたすべきだと思うのであります。ただし、その運営につきましては、できるだけ皆さんの御協力を得るよう運営をいたして参りたい、かように考えておりま

す。

次に、電力用炭の代金精算株式会社のこととございますが、これにもつといろいろな仕事を加えて、公的な仕事をやらしてはどうかということであります。これは、私は、ほかの事業との関係もございます。そのような考え方には今持つておりません。ただし、御承知のように、五千五百万トンの石炭につきましても、将来は三千万トンまで電力が使うことあります。現実、今の段階におきまして、価格はいわゆる電力会社の価格を中心

にして動いているよろんな状況でございまして、この種のものを作ることと
は、石炭の需要を確保しあるいはまたこれを安定化していく意味において、
これを安定化していく次第であります。なお、この臨時措
置法によりましての需要資金等の経理の問題についてお話をございました
が、これは今後相當に膨大な資金を投
入いたしまして、合理化を行ない、そ
うしてまた、スクラップ・アンド・ビ
ルドをやっていくわけでござりますかね
ら、この種のことをやることは当然であります。
であると考えておられる次第であります。

して、その再就職計画が実施可能と認められる場合に限りまして、その合理化の実施が認められることになるのであります。両者は主従の区別をすべきものではなく、一体不可分のものと考えております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、日本鉄道建設公団法案(趣旨説明)、

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。綾部運輸大臣。

〔國務大臣綾部健太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(綾部健太郎君) 日本鉄道建設公団法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の産業経済は最近目ざましい発展ぶりを示し、国民生活も著しく向上して参つたのでありますですが、さらに経済の均衡ある発展をはかりますためには、地方経済圏の整備、低開発地域の開発、臨海工業地帯の整備、新産業都市の建設等が必要であり、そのための基盤として鉄道新線の建設が強く要望されていることは御承知のとおりであります。従来、鉄道の建設は日本国

国有鉄道といたしましては、独立採算制の建前と既設線の大幅な整備増強計画に力を注いでいる関係上、鉄道新線の建設についてはこれを積極的に推進し得ない状況にあるのであります。

ここにおいて、昨年五月、鉄道建設審議会は、今後の新線建設については、日本国有鉄道と別個の組織を設け、政府、日本国有鉄道等がその財源を負担して、強力にこれを推進すべきであるという建議をいたしました。政府といたしましては、この建議の意を体し、具体策について検討いたしました結果、今後的新線建設を積極的に推進するため、この新線建設事業を日本国有鉄道から切り離し、独立の機関を設けて専心この事業に当たらせるべきだとの結論に達したのであります。

この法案の内容は、政府及び日本国有鉄道の出資により、新たに日本鉄道建設公団を設立し、鉄道新線の建設に当らせ、もつて鉄道交通網の整備をはかり、経済基盤の強化と地域格差のは止に寄与させようとするものであります。

以上がこの法案の趣旨でござります。(拍手)

○古田忠三監修

○吉田忠三郎君　ただいま運輸大臣から御説明のございました日本鉄道建設公団法案について、私は、日本社会党を代表いたしまして、その中心的な問題について質問するものであります。

総理大臣から、現内閣としての考え方を明らかにいただきたいのであります。

二年以降について見ますと、五百七十五億円という巨額に達し、開業新線の營業赤字を含めましたその合計額はかなりなものになり、これが今日の国铁の経営面で大なる圧迫となり、よろ

るもの、いわゆる現物出資概算約三百億円内外で発足することは、同法案第四条で明らかにされているところであります。問題は、政府出資が、国鉄出

国有鉄道といたしましては、独立採算制の建前と既設線の大幅な整備増強計画に力を注いでいる関係上、鉄道新線の建設についてはこれを積極的に推進し得ない状況にあるのであります。

ここにおいて、昨年五月、鉄道建設審議会は、今後の新線建設については、日本国有鉄道と別個の組織を設け、政府、日本国有鉄道等がその財源を負担して、強力にこれを推進すべきであるという建議をいたしました。政府といたしましては、この建議の意を体し、具体策について検討いたしました結果、今後の新線建設を積極的に推進するため、この新線建設事業を日本国有鉄道から切り離し、独立の機関を設けて専心この事業に当たらせるべきだとの結論に達したのであります。

○吉田忠三郎君　ただいま運輸大臣から御説明のございました日本鉄道建設公団法案について、私は、日本社会党を代表いたしまして、その中心的な問題について質問するものであります。

まず、その第一は、日本鉄道建設公団の設立に対する政府の基本的な考え方方であります。御説明によりますと、その理由の中心は、経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与するために鉄道交通網の整備をはかるにあるとのことですござりますけれども、元来、鉄道網の整備は、申し上げるまでもなく、日本がため、今まで政府は、国鉄をして細々ながらその建設に当たつてこられたものと信じます。そうであるとすると、ならば、ただいまの運輸大臣の御説明では、いささかその基本に欠ける点には、現内閣のあらゆる施策の中心は、所得倍増計画の中にある限り、産業基

次に、国鉄の新線建設が今日まで遅々として進まなかつた、その根本的な原因についてであります。私は、その原因は、大よそ二つあげることができます。その第一は、資金の問題でござります。国鉄に対する従来の一般会計からの支出は、きわめて僅少でありました。一方、独立採算制を今日まで強く推し進められてゐる現状、数多い政治路線により赤字線をかかえている国鉄は、新線建設に資金を投することは不可能な状態で、しかも、東海道新幹線、第二次五ヵ年計画を中心とする既設線の改良あるいは複線化のために三千五百億余の投資を余儀なくされ、これがために、勢い、政府が意図せられる新線建設促進とならなかつたものと推察、今後この点は一つの課題であろうと思うのであります。

二年以後について見ますと、五百七十五億円といふ巨額に達し、開業新線の營業赤字を含めましたその合計額はかなりなものになり、これが今日の國鉄の經營面に大なる圧迫となり、なお建設資金の半ばを外部資金に依存していること等を考慮に入れられますれば、今後においても、國鉄のこの種負担は、まだ継続されるものと見なければなりません。この点などは、公團設立に伴う基本的な課題としてぜひ解明されねばなりません。この性格のものだと存じます。しかるに、同法案各条文のいすれの項にも明確化されておりません。私は、かかる問題こそ、公共的かつ國家企業の見地から、政府資金による恒久的施策として補償制度の確立、たとえば公共負担法の制定などをはかることこそが、より重要であり、また急務であると確信いたしましたのであります。この際、政府は、國民にその見解を明らかにするために、總理の御所見を御披瀝願いた

るもの、いわゆる現物出資概算約三百億円内外で発足することは、同法案第四条で明らかにされているところであります。問題は、政府出資が、国鉄出資の分に比較をいたしまして、あまりにも低額であること、したがつて、今後増資が必要となつたとき、当初の例が慣例になりかねないと考えられるが、この点、大蔵大臣はどのようにお考えになつておられるか。

さらに、今後国鉄はなお新線建設資金の大半を負担するおそれ、もしさりとするならば、公團を設立した意義は全く失われ、依然として建設は進まず、加えてその負担は国鉄がしょい込むことになると思うが、この点、公團建議なり国有鐵道法に明記する必要があるのではないか。合わせてお答えを願いたいのです。

次に、業務の範囲についてであります。公團の設立は、鉄道建設審議会の建議によるもので、同審議会の意向

国有鉄道といたしましては、独立採算
西に力を注いでいる関係上、鉄道新線
の建設についてはこれを積極的に推進
し得ない状況にあるのであります。
ここにおいて、昨年五月、鉄道建設
審議会は、今後の新線建設について
は、日本国有鉄道と別個の組織を設
け、政府、日本国有鉄道等がその財源
を負担して、強力にこれを推進すべき
であるという建議をいたしました。政
府といたしましては、この建議の意を
体し、具体策について検討いたしまし
た結果、今後的新線建設を積極的に推
進するため、この新線建設事業を日本
国有鉄道から切り離し、独立の機関を
設けて専心この事業に当たらせるべき
だとの結論に達したのであります。
この法案の内容は、政府及び日本国
有鉄道の出資により、新たに日本鉄道
建設公団を設立し、鉄道新線の建設に
当たらせ、もつて鉄道交通網の整備を
はかり、経済基盤の強化と地域格差の
是正に寄与させようとするものであり
ます。

○吉田忠三郎君　ただいま運輸大臣から御説明のございました日本鉄道建設公団法案について、私は、日本社会党を代表いたしまして、その中心的な問題について質問するものであります。
まず、その第一は、日本鉄道建設公団の設立に対する政府の基本的な考え方であります。御説明によりますと、その理由の中心は、経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与するために鉄道交通網の整備をはかるにあるとのことです。ございますけれども、元来、鉄道網の整備は、申し上げるまでもなく、日本の産業、経済、文化の基盤であり、これがため、今まで政府は、国鉄をして細々ながらその建設に当たつてこられたものと信じます。そうであるとすると、ならば、ただいまの運輸大臣の御説明では、いささかその基本に欠ける点がありはしないか。すなわち、基本的には、現内閣のあらゆる施策の中心は、所得倍増計画の中にある限り、産業基盤の強化も、そうした観点で、鉄道のみならず、陸上輸送、海運、航空輸送などなど、いわゆる総合的な政府の運輸交通政策が示される中から、しからず、鉄道輸送の受け持つ分野をどのよう見きわめ、それを現状からどのように

次に、国鉄の新線建設が今日まで遅々として進まなかつた、その根本的な原因についてであります。私は、その原因は、大よそ二つあげることができます。その第一は、資金の問題でござります。国鉄に対する從来の一般会計からの支出は、きわめて僅少でありました。一方、独立採算制を今まで強く推し進められてゐる現状、数多い政治路線により赤字線をかえている国鉄は、新線建設に資金を投することは不可能な状態で、しかも、東海道新幹線、第二次五ヵ年計画を中心とする既設線の改良あるいは複線化のために三千五百億余の投資を余儀なくされ、これがために、勢い、政府が審議会資料別表にもござりまするようになります。さらに二つ目の問題は、いわゆる政治路線があまりにも多く、今日、鉄道かったものと推察、今後この点は一つの課題であろうと思うのであります。

二年以後について見ますすると、五百七十五億円といふ巨額に達し、開業新線の營業赤字を含めましたその合計額はかなりなものになり、これが今日の國鉄の經營面に大なる圧迫となり、なお建設資金の半ばを外部資金に依存していること等を考慮に入れますれば、今後においても、國鉄のこの種負担は、まだ継続されるものと見なければなりません。この点などは、公團設立に伴う基本的な課題としてぜひ解明されべき性格のものだと存じます。しかるに、同法案各条文のいすれの項にも明確化されておりません。私は、かかる問題こそ、公共的かつ國家企業の見地から、政府資金による恒久的施策として補償制度の確立、たとえば公共負担法の制定などをはかることこそが、より重要であり、また急務であると確信をいたすものであります。この際、政府は、國民にその見解を明らかにするために、総理の御所見を御披瀝願いたいと思うのであります。

るもの、いわゆる現物出資概算約三百億円内外で発足することは、同法案第四条で明らかにされているところであります。問題は、政府出資が、国鉄出資の分に比較をいたしまして、あまりにも低額であること、したがって、今後増資が必要となつたとき、当初の例が慣例になりかねないと考えられるが、この点、大蔵大臣はどのようにお考えになつておられるか。

さらに、今後國鉄はなお新線建設資金の大半を負担するおそれ、もしありとするとなるならば、公團を設立した意義は全く失われ、依然として建設は進まず、加えてその負担は國鉄がしょい込むことになると思うが、この点、公團法案なり国有鐵道法に明記する必要があるのではないか。合わせてお答えを願いたいのです。

次に、業務の範囲についてであります。公團の設立は、鉄道建設審議会の建議によるもので、同審議会の意向は、昭和三十六年以降十カ年に、今日着工中の四十七線、調査中の路線十六線を建設するのほか、低開発地域の開発、臨海工業地帯の整備、新産業都市建設に必要な新線約二千四百五十キロに、さらに津軽海峡みなわち青函トン

国有鉄道といたしましては、独立採算制の建前と既設線の大幅な整備増強計画に力を注いでいる関係上、鉄道新線の建設についてはこれを積極的に推進し得ない状況にあるのであります。

ここにおいて、昨年五月、鉄道建設審議会は、今後の新線建設については、日本国有鉄道と別個の組織を設け、政府、日本国有鉄道等がその財源を負担して、強力にこれを推進すべきであるという建議をいたしました。政府といたしましては、この建議の意を体し、具体策について検討いたしました結果、今後的新線建設を積極的に推進するため、この新線建設事業を日本国有鉄道から切り離し、独立の機関を設けて専心この事業に当たらせるべきだとの結論に達したのであります。

この法案の内容は、政府及び日本国有鉄道の出資により、新たに日本鉄道建設公団を設立し、鉄道新線の建設に当たらせ、もって鉄道交通網の整備をはかり、経済基盤の強化と地域格差のは止に寄与させようとするものであります。

以上がこの法案の趣旨でござります。(拍手)

○吉田忠三郎君 ただいま運輸大臣から御説明のございました日本鉄道建設公団法案について、私は、日本社会党を代表いたしまして、その中心的な考え方であります。御説明によりますと、その理由の中心は、経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与するために鉄道交通網の整備をかかるにあるとのことでござりますけれども、元来、鉄道網整備は、申し上げるまでもなく、日本の産業、経済、文化の基盤であり、これがため、今まで政府は、国鉄をして細々ながらその建設に当たつてこられたものと信じます。そうであるとするならば、ただいまの運輸大臣の御説明では、いささかその基本に欠ける点がありはしないか。すなわち、基本的には、現内閣のあらゆる施策の中心は、所得倍増計画の中にある限り、産業基盤の強化も、そうした観点で、鉄道のみならず、陸上輸送、海運、航空輸送などなど、いわゆる総合的な政府の運輸交通政策が示される中から、しかるべき鉄道輸送の受け持つ分野をどのよう見きわめ、それを現状からどのように発展させるかということこそ、提案がないと私は考えるのであります。したがつて、これらの説明がきわめて不十分でありますので、この機会に、池田

次に、国鉄の新線建設が今まで遅々として進まなかつた、その根本的な原因についてであります。私は、その原因は、大よそ二つあげることができます。その第一は、資金の問題でござります。國鐵に対する従来の一般会計からの支出は、きわめて僅少であります。一方、独立採算制を今日まで強く推し進められている現状、数多い政治路線により赤字線をかえている國鐵は、新線建設に資金を投することを不可能な状態で、しかも、東海道新幹線、第二次五カ年計画を中心とする既設線の改良あるいは複線化のために三千五百億余の投資を余儀なくされ、これがために、勢い、政府が意図せられる新線建設促進とならなかつたものと推察、今後この点は一つの課題であらうと思うであります。

さうに二つ目の問題は、いわゆる政治路線があまりにも多く、今日、鉄道審議会資料別表にもござりますように、優に三百三十一線という多数に上り、いずれも赤字線区であります。したがつて、國鉄は從来の經營方針として、極力新線建設を抑制いたし、赤字線区は徹底的に合理化することにあつたのであります。また、從来國鉄の負担となつてゐた新線建設の資金は、第一次五カ年計画の発足をした昭和三十

一年以後について見ますと、五百七十五億円といふ巨額に達し、開業新線の營業赤字を含めましたその合計額はかなりなものになり、これが今日の国鉄の經營面に大なる圧迫となり、なお建設資金の半ばを外部資金に依存していること等を考慮に入れられますれば、今後においても、国鉄のこの種負担は、まだ継続されるものと見なければなりません。この点などは、公団設立に伴う基本的な課題としてぜひ解明されべき性格のものだと存じます。しかるに、同法案各条文のいずれの項にも明確化されておりません。私は、かかる問題こそ、公共的かつ國家企業の見地から、政府資金による恒久的施策として補償制度の確立、たとえば公共負担法の制定などをへかることこそが、より重要であり、また急務であると確信をいたすものであります。この際、政府は、国民にその見解を明らかにするために、総理の御所見を御披瀝願いたいと思うのであります。

いたします。

まず、資本金についてであります。公団の資本金は、主として政府と日本国有鉄道との共同出資となり、当初政府出資五億と、国鉄は三十八年度予算案に計上された七十五億及び着工中の新線で未完工のまま公団に引き継がれ

るもの、いわゆる現物出資概算額約三百億円内外で発足することは、同法案第四条で明らかにされているところであります。問題は、政府出資が、国鉄出資の分に比較をいたしまして、あまりにも低額であること、したがつて、今後増資が必要となつたとき、当初の例が慣例になりかねないと考えられるがこの点、大蔵大臣はどのようにお考えになつておられるか。

さらに、今後国鉄はなお新線建設資金の大半を負担するおそれ、もしかりとするならば、公團を設立した意義は全く失われ、依然として建設は進まず、加えてその負担は国鉄がしょい込むことになると思うが、この点、公團法案なり国有鐵道法に明記する必要があるのではないか。合わせてお答えを願いたいのです。

次に、業務の範囲についてであります。公團の設立は、鉄道建設審議会の建議によるもので、同審議会の意向は、昭和三十六年以降十カ年に、今日着工中の四十七線、調査中の路線十六線を建設するのほか、低開発地域の開発、臨海工業地帯の整備、新産業都市ネル、本州一四国連絡鉄道の建設など建設に必要な新線約二千四百五十キロメートル、これらの中から公團の事業として施行させようとの目的は、ただいま運輸大臣の御説明でもうかがえるところであります。しかも、これらの新線は、完工と同時に

官 報 (号 外)

国鉄に償貸付または譲渡され、その営業は国鉄が行ない、運輸大臣の特別認可制がとられている法案第二十三条と、逆に、国鉄が公団の業務運営に必要な範囲内で、公団に対して自己の建物その他施設を貸し付ける場合はすべて無償という法案第三十七条、さらには建設完工、営業の開始の暁には、年間約百億円の赤字が出るものとさえいわれている現状、公団に有利、これは利害あまりにも明らかな法案は、他に類を見ないものと思います。いかに政府といえども、一方的に押しつけの法律、片手落ちの法律と申してもあえて過言でないと存ずるのであります。また、公団と国鉄の業務範囲、たとえば線路分界、災害復旧工事などなど、いずれも明確な基準が示されておりません。これがために、実際運用面で、前に申し述べた法案適用、つまり公団からは有償、国鉄側からは無償と、結果的に争点となる可能性が多分にあると考えられるが、この点どのように解釈されておられるのか、運輸大臣の御所見をお聞かせ願いたいのであります。

充當)二百億円、鉄道整備税(新設)三百億ないし百五十億、その他公共事業費二千六百億ないし千四百億と試算され、重大な影響を与えることはもとより、市町村など、自治体としては、受益者負担金と固定資産税を取り上げられる結果によって、より財政圧迫を招来をいたし、鉄道整備税のこととは、事実上、受益者負担といはばなく、明らかに運賃値上げとなり、国民大衆に直ちにはね返ってくると思うが、これに対する大蔵大臣のお答えをいただきたいのであります。

さらに、私は、鉄道新線の建設は、真に公共的なものに限るべきで、いやしくも、政治や、たゞ單に一部権力の強要など、他動的企図によつて押しつけられるべきものではないと考えます。しかるに、今日、青函海底トンネル建設をめぐり、今次統一地方選挙などに利用されていることなど、まことに遺憾にたえないところでござります。この点、総理の見解をただしておきたいと思うのであります。

国鉄は、今日二千億にも及ぶ工事資金の消化をしているが、最近とみに技術者の不足をいたしております。これがために、取りかえ、諸改良工事など、施行体制必ずしも完璧とは言いがたく、現に基本調査作業の省略をいたしました。都市構造の変化に即応した体制がとられていないなど、たびたび会計検査院から指摘をされているところであります。かかる状態の中で新線建設担当技術者を公団に移行した場合、今後国鉄における各種工事の遂行はもとより、国民の生命を預かる国鉄の安全性にも重大なる影響があると考えられるが、これが技術者の相互運用をいかがお考えになられているか、運輸大臣のお答えを願いたいのであります。

なお、答弁いかんによつては再質問をいたしますことを申し上げて、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田勇人君） 最近わが国の経済は急速に成長し、また、われわれの生活も非常に向上して参つたのであります。しかし、まだこれでも十分ではございません。この上とも経済基盤を強化し、また、地域格差を是正していかなければならぬと思うのであります。しこうして、経済基盤の強化、あるいは地域格差の是正のためには、何と申しましても、交通網の整備が対要件でございます。したがいまし

通じて、交通政策の万全を期しております。また、陸におきましては、自動車道路、鉄道新線等がございますが、この鉄道と自動車とはおのれの特異性がありますので、両者を並行して伸ばしていくことが必要であると考えるのであります。しこうして、こういう意味におきまして、ただいまの国鉄は既設線の改良に意を用い、新線につきましては別途の組織を持ち、責任体制を確立して、長期的な見通しのもとに新線建設公團を作るということが必要とされておるのであります。政府は、この点につきまして鉄道建設審議会の意見を聞き、慎重に検討の結果、この公團を設立しようといたしておるのであります。もちろん新設に対しましての資金は、政府並びに国鉄等がこれを出資する考え方であるであります。なお、新線につきましては、得てして赤字でございます。しかし、これは國鉄の公共的性格から申しまして、一応国鉄が負担すべきものと考えております。したがつて、お話をような公共負担法を制定してこの赤字を埋めるという考えは、ただいまのところ政府は持つておりません。

○国務大臣(綾部健太郎君) お答え申します。

吉田議員の、日本鉄道建設公團の設立の目的に關するお尋ねにつきましては、総理からただいま御答弁になつたとおりでございまして、吉田さん自身がおつしやつてあるように、実際現状のままでは鉄道の建設は細々でございまして、まことに國民大多数の意思に沿わないような感じがしますので、私は、鉄道建設審議会の答申に基づきまして、この建設公團をこしらえることが、より便利、よりいいという方法であると考えてやつたわけでございます。

それから、すべて圧力を屈して赤字の政治路線をやるからいかんというような御趣旨でございますが、御承知のように、鉄道建設審議会は、各界の権威者を集めまして組織している審議会でございまして、その認定に基づきまして、今まで日本国有鉄道が、今度からは鉄道建設公團がやる。審議会の答申に基づき、運輸大臣がこれを決定するような組織になつておりますからして、決して圧力を屈してむやみに赤字線をやつてあるということは断じてないといふことを御了承願いたいと思います。

それから、でき上がつた鉄道を有償にするか、無償にしてやるかといふことは、もちろん無償を原則としたままであります。核算がとれるようであれば有償に

いたす、それは、新線ができ上がるつてみで、その地の経済事情その他によつてきめるべきものでありまして、適当に善處いたしたいと考えております。

○国務大臣(田中角榮君) 拝答いたしました。

かかる問題につきましては、影響するところが非常に大きいので、政府としては、今次の法制定の際に、これを制

題は、新線というのは国鐵が作れないから、簡単に申し上げますが、この問題は、事業量の問題もさることながら、新線は、その会計でもつてみると、非常に赤字が出たりするのでござります。

したま

てきめます。御承知のとおり、新線建設線と自動車線との關係等につきましては、総理がお述べになつたとおりでござります。

それから、運輸省には、海陸空に関する全体としての基本方針はないのですが、交運網の整備と申しますことは、近代国家におきましては、海陸空三者一体になつてやるべしといふことは理の当然でございまして、現に、陸上につきましては、道路整備を拡充し、また、この本公團によりまして鉄道整備を拡充し、海につきましては、御審議中の海運再建築整備法等によりまして、十全とは申しがたいのですが、現状におきましては、一步前進の海運政策を行なつていいきたいと思ひます。また、空につきましては、日本航空法を改正いたしまして、そつとしてこの日本航空、空の運輸の強化につきまして努力いたしておるような次第でございます。

かかる問題につきましては、借款及び債券の発行等も考えておりますので、公團事業の遂行に遺憾なきを期して参る予定でござります。

それから、建議を受けました中に、地方公團のすべき負担といふ問題もございます。なお、日本国有鉄道が現行法に基づきまして地方に二分の一の固定資産税を納付金の形で納めておるものと、地方開発のために作られるものを、地方公團のすべき負担といふとおり、国及び国鐵の投資につきましては、それぞれの財政の状況、資金事情等を勘案をしながら、十分考慮の上とござりますが、先ほど申し上げたとおり、国及び国鐵の投資につきましては、たゞいま御提案のありました日本鉄道建設公團法案について、総理大臣並びに関係大臣に若干の質問をいたすものであります。

最近わが国における自動車交通の發達は目を見張らせるものがあり、かえつて道路網の整備が迫りつかず、交通は麻痺し、自動車交通の健全な發展を妨げていると思われるのとあります。このように、もはや交通機関の主導権は自動車交通に移つたようなどき、本法案の第一条におきまして、「鉄

みで、その地の経済事情その他によつてきめます。御承知のとおり、新線建設線と自動車線との關係等につきましては、総理がお述べになつたとおりでございまして、吉田さん自身がおつしやつてあるように、実際現状のままでは鉄道の建設は細々でございまして、まことに國民大多数の意思に沿わないような感じがしますので、私は、鉄道建設審議会の答申に基づきまして、この建設公團をこしらえることが、より便利、よりいいという方法であると考えてやつたわけでございます。

それから、すべて圧力を屈して赤字の政治路線をやるからいかんといふような御趣旨でございまして、その認定に基づきまして、今まで日本国有鉄道が、今度からは鉄道建設公團がやる。審議会の答申に基づき、運輸大臣がこれを決定するような組織になつておりますからして、決して圧力を屈してむやみに赤字線をやつてあるということは断じてないといふことを御了承願いたいと思います。

それから、業務範囲について、国鉄から技術者がなくなりはせぬかといふような御心配でございましたが、日本国有鉄道は多才濟々でございまして、これを交付せず、このまま新線建設の地方負担分に見合つるものとして使って決して御心配になるようなことはない

赤字線といふようなものに対する損失補填の問題に対しても、総理大臣及

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

官 報 (号 外)

道新線の建設を推進することにより、鉄道交通網の整備を図り、もつて経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与することを目的とする。」と述べられておりますが、はたして政府は、今後、鉄道網の整備が経済基盤の強化や地域格差の是正に最も上の策とお考えなのでございましょうか。いつの世におきましても、都市発展の基盤となるものは道路であり、人も車も自由に通行できるような道路網が基礎となつて、そこに都市が作られ、その必要に応じて鉄道網の整備が要求されることは、歴史が証明しているのであります。私は、わが国に鉄道が不要であるといつてはございません。しかし、最近の状態を見ましたときに、もはや鉄道交通は斜陽交通機関のように思えるのであります。現在でさえも約七五%以上の線が赤字経営であり、その上、今後建設を予定されている計画線の大半は赤字路線となるであります。一日に二回か三回、あるいは半日間に一本ぐらいか通らない鉄道であつては、なにも特別に公團を作つてまで赤字路線を作る必要はないと思われます。むしろその分の資金を投入いたしまして、この赤字路線に代わるべきしっかりした道路網の建設こそ、陸上交通の発展を促進し、地域格差の是正にも、後進地域の開発にも大きく役立つものと思われるであります。わが国の交通行政の根本理念及び今後のあり方を、總理大臣

質問の第二点は、財源の問題であります。本法案の提案されるまでのいきさつの中に、近年、特に新線建設がおこなわれているが、これは国鉄の業務繁多なるがゆえに、新線建設に積極的にかかれない。そこで、国鉄以外にこの新線建設の任務を遂行する部門を設けて、国鉄の本来の業務と新線建設の仕事とともにスムーズに行なわしめようとの鐵道建設審議会の答申に基づいて、本法案ができたと聞いておるのであります。しかしこれはあくまでも国鉄に負担のかからぬいようにとの意図があるということは言うまでもありません。しかし、作られた赤字路線の經營が国鉄であるならば、國鉄は必ずから求め經營の困難を抱くことになるのではないか。まして第二十三条にあるように、特別の場合を除いては、あと何をかいわんやであります。國鉄の赤字經營をますます増大させ、ひいては經營の困難を来たすことは必至であります。また、一説によりますと、この資金源確保のために、市町村における受益負担金と國鉄の固定資産税がなくなり、その上、鐵道整備税を新設して、この財源に充てるということを聞いておりますが、もし事実であるならば、地方財政を圧迫し、ひいては運賃の値上げとなり、われわれ国民一人々々

赤字路線の撤去を行なつてゐるのではありません。しかしにわが国は、戦後十五年間もたつていながら、一本の赤字路線の撤去もされないといふことは、何としたことでござりますか。もちろん私は、赤字路線即ち撤去せよともいふことはあります。ただし収益は少なくとも使用者が多いところであるならば、どんなに赤字であろうとも続けるべきであります。しかし、公共性の薄いところであれば、よく実情を調査して、地元の人々の声に耳を傾けて、「一部の者の名譽や利権にとらわれて、いささかでも国民に迷惑や不利益を及ぼしては絶対にならない」と思いますが、運輸大臣のお考えはどうなのでございましょう。

て、両者とも私は進めていきたい。御承知のとおり、道路網の整備につきましては、格段の努力を払つております。しかしして、鉄道につきましては、その必要を感じ、今回公団を設けようとしたしておるのであります。なお、公団役員のことについての御意見でござりますが、ごもつともの点はござります。しかし、われわれは、いたずらに公団を作ることのみをとどめておるのでございません。常にできるだけ作らないようにやっておるのをなさいます。が、やはり公団形式として、行政の複雑化した場合に、これを設くことはやむを得ないという考えで、設けておるのであります。なお、公団の行なう事業は、国の施策と非常に関係がござります。また、政府、国会の監督を受けております。いろいろの困難はございましょうが、今後、公団のあり方、能率の向上につきましては、できるだけの努力をいたします。ただ遺憾なのは、こういう経済行為の多い公団でござりまするから、民間の有能な人にも来てもらおうと考えておりますが、何分にも今の公団の給与では民間と比較になりません。もちろん政府の公務員と比べれば、公団の役員はよろしいのでござります。しかし、この公団の役員を民間の人と比べると、また非常に低いのであります。私は低いのを上げようとは存じませんが、しかし、これは高過ぎるという

ことよりも、能率を上げるよう監督指導していきたいと考えております。(拍手)【國務大臣(綾部健太郎君)】お答え申します。鐵道と道路の関係につきましては、總理からお答えになつたとおりでございますが、現状におきましては、輸送面においてまだ鐵道の占める分野が多いのでござります。それは統計の示すところでござります。

次に、財源の問題でございますが、これは御承知のように、日本鉄道建設公団の財源は、政府出資、國鉄出資その他ほか借入金等でやろうということになつておりますからして、私は心配がないと考へておきます。

次に、赤字路線は非常に多いが、もう赤字路線は、やむを得ざるもの以外はやめたらどうかといふようなお話をございましたが、やめるまでもなく、もう少し整理したらどうか、やめる以前に整理したらどうか、やめる以後考へ方で申し上げまして、一級、二級の問題に対しましては、審議会の建議はといふ御質問がございましたが、この問題を進めておりましたが、十万キロの整備を進めておりましたが、十万キロの整備を行なおうとするにあたっては、道路の建設費、維持管理費の負担を比較いたしましたとおり、将来、鐵道新線建設の費用負担はどちらあるべきかといふ新しい角度に対して、いろいろ検討を必要といたしますので、受

度の法律の中には規定いたしておりますが、國務大臣(田中角栄君) 深井さんにお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、公団の財源につきましては、国及び國鉄からの出資及び債券発行、借入金等をいたす予定でござりますので、財政事情との勘案で、この公団の事業遂行に支障のないような状態で拡大をして参る予定でござります。

それから、鐵道整備税や地元負担金、受益負担金に関するものについてはといふ御質問がございましたが、この問題に対しましては、審議会の建議はございませんでしたとおり、将来、鐵道新線建設の費用負担はどちらあるべきかといふ新しい角度に対して、いろいろ検討を必要といたしますので、受

度の法律の中には規定いたしておらず、ほんが非常に用地が少ないというう

ことより、能率を上げるよう監督指導していきたいと考えております。(拍手)【國務大臣(綾部健太郎君)】お答え申します。鐵道と道路の問題についての問題でございましたが、先ほども申しましたように、現在國鉄で新線建設に從事しておる人、その人を全部こちらに来ていただくようにしておるのでございまして、浅井さんが御心配になるようなことはないと確信いたしております。御心配はないと思います。(拍手)【國務大臣(田中角栄君)】深井さんによれば、鐵道などは、やめてもらつてから、鐵道などは、やめてもらつてつけこらなんあります。しかし、道路と鐵道を比較いたしてみますと、先ほど総理も申されましたとおり、日本の交通網の整備といふことは、鐵道と道路を併用されなければならない特殊な事態にあるのでございます。それ

は、地形、地勢や、気候上の大きな制約があるのでございます。中央部に山岳がござりますし、非常に海岸線が長い、海岸線が峻険である。このうちな状態で、道路整備だけで、交通網の整備や生活環境の整備を行なおうとするにあたっては、道路はまだあるということの比較をいたしますと、これはもう自明の理でございます。でありますから、日本は、その意味において、鐵道や道路を併用していかなければ生活基盤の整備ができないという建前に立つて、政府は本公団法の御審議をお願いいたしております。わけでござります。(拍手)【議長(重宗雄三君)】これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件右多數をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十日

通信委員長 伊藤 順道

参議院議長重宗雄三殿

一、難視聴地域の解消対策を積極的に推進すること。

教育テレビ放送網の拡充並びに

教育放送番組の強化をはかるこ

と。

一、経営の合理化、能率の向上をはかることによつて、従業員の待遇改善につとめること。

右決議する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条の規定に基づいて昭和三十八年度における日本放送協会の取支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めてきてゐるものであるが、その内容は同協会の行なうラジオ放送事業及びテレビジョン放送事業に必要なものであつて、いずれも妥当なものと認め、委員会は多数をもつて承認すべきものと決定した後、別紙の附帯決議を行なつた。なお日本放送協会の昭和三十八年度収支予算は、収入、支出おのれの七百四十二億一千五百万円である。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により交付する。

昭和三十八年三月八日

参議院議長 清瀬 一郎
参議院議長重宗雄三殿

昭和三十八年三月八日
参議院議長重宗雄三殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和三十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求め

第一条 昭和三十八年度収支予算の取扱いを定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者から徵収する受信料の月額は、三三〇円（ラジオのみ五〇円）とする。ただし、十二か月分を前納する者についての当該十二か月分は三、六三〇円（ラジオのみの受信についての契約については五五〇円）、六か月分を前納する者についての当該六か月分は一、八二〇円（ラジオのみの受信についての契約については二八〇円）とする。

第三条 本予算は、この予算の各項目に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項目に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の頂と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充て、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使

用することができない。

第七条 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第八条 予備金を生じた場合は、本予算中

事業支出を差し繰り補てんしなければならない。

第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中

事業支出を差し繰り補てんしなければならない。

第十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第十二条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十三条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第十四条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第十五条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第十六条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第十七条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第十八条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第十九条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第二十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第二十一条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第二十二条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第二十三条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第二十四条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第二十五条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第二十六条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第二十七条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第二十八条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第二十九条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第三十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第三十一条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第三十二条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第三十三条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

附帯決議
政府並びに日本放送協会当局は、左に掲げる事項の実施につとむべきである。

昭和三十八年度収支予算
日本放送協会昭和三十八年度収支予算、事業計画及び資金計画
昭和三十八年度収支予算
予算総則

2 前年度予算総則第五条による繰り越額は、本年度において、同一計

款	項	予算額(単位千円)
資 本 収 入	前期繰越収支剩余金(収)	七四、二一五、〇一二
放 送 債 券	一四、七〇七、八〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇

二 放送受信契約乙

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和三十八年度	昭和三十七年度	増 減
年度初頭契約者数	四、二〇〇、〇〇〇	五、九三〇、〇〇〇	△一、七三〇、〇〇〇
年度内新規契約者数	九〇〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	△五〇、〇〇〇
年度内廃止契約者数	二、一〇五〇、〇〇〇	二、六八〇、〇〇〇	△六三〇、〇〇〇
年度内增加契約者数	△一、一五〇、〇〇〇	△一、七三〇、〇〇〇	△五八〇、〇〇〇

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十八年度	昭和三十七年度	増 減
年度初頭免除者数	一、〇七八、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	△一、〇〇〇
年度内新規免除者数	四八、〇〇〇	五一、〇〇〇	△一、〇〇〇
年度内廃止免除者数	六二、五〇〇	六三、〇〇〇	△一、〇〇〇
年度内增加免除者数	△一四、五〇〇	△一一、〇〇〇	△一、〇〇〇

昭和三十八年度資金計画

昭和三十八年度收支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

一 本年度の入金額
受信料収入については、放送受信契約甲において年度初頭契約者数一、三一九万、年度内新規契約者数三二〇万、同廃止契約者数一二〇万、これによる受信料収入予算五六七億四、〇五七万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額五五八億八、九四六万一千円、放送受信契約乙において年度初頭受信契約者数四二〇万、年度内新規契約者数九〇万、同廃止契約者数一〇五万、これによる受信料収入予算二二億三、一九六万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額二一億九、八四八万一千円、計五八〇億八、七九四万二千円を予定する。
このほか、国際放送関係交付金一億一、三三七万七千円、選舉放送関係交付金七〇万二千円、受入利息、巡回相談収入等の雑収入四億一、〇五九万三千円、放送債券五〇億円による入金四九億五千万円、長期借入金三一億円、固定資産充却代金六億二、五〇〇万円、放送債券返済法定積立金からのれい入額七億七八〇万円、前受金等一億一、一〇〇万円、計一〇〇億二、八四七万二千円を見込む。
以上入金額合計は、六八一億一、六四一万四千円である。

昭和三十八年二月

意見書

日本放送協会の昭和三十八年度收

支予算、事業計画および資金計画

に対する意見書

郵政大臣

二 本年度の出金額

事業経費四二三億二、九九六万八千円、放送設備建設改修費一九〇億円、放送債券返済金九億二八八〇万円、長期借入金返済金一〇億四〇一万円、放送債券返済法定積立金二〇億一、一八六万円、予備金四億円、放送債券利息等二二億七、五三七万三千円をあわせ、合計六七八億五、〇〇一万一千円である。

三 資金の需要および調達を四半期にみれば、別表のとおりである。

別表

(単位千円)

区 分	第一・四半期				第二・四半期				第三・四半期				第四・四半期				合 計	
	第一	前期	繰越	金	二	受	信	料	三	四	第一	四	第二	四	第三	四	合	計
一 前期繰越金	五百〇〇,〇〇〇		七九三、五三		八〇六、九四		九四、七五		九〇四、九四		六八一、六六、四四		六八一、六六、四四		六八一、六六、四四		九四、七五	
二 収入	七九三、四四		一五、三九、五三		一七、五五、一五		一八、〇一、三、五三		一五、一九、三、五三		一五、一九、八三		一五、一九、八三		一五、一九、八三		一五、一九、八三	
三 受信料	三、六四、一四		一四、九九、〇六		一四、古四、八七		一四、古四、八七		一四、古四、八一		五五、六八、四六		五五、六八、四六		五五、六八、四六		五五、六八、四六	
四 契約甲	三、一〇、九〇		一四、七八、二五		一四、三六、四六		一四、三六、四六		一四、三〇、八一		一四、七〇、九一		一四、七〇、九一		一四、七〇、九一		一四、七〇、九一	
五 契約乙	六三、二四		一四、七九、七九		一四、七九、七九		一四、七九、七九		一四、七九、七九		一四、七九、七九		一四、七九、七九		一四、七九、七九		一四、七九、七九	
六 長期借入金	一、一八、〇〇		六三、〇〇		六三、〇〇		六三、〇〇		六三、〇〇		六九三、〇〇		六九三、〇〇		六九三、〇〇		六九三、〇〇	
七 放送債券	一、一八、〇〇		一、一八、〇〇		一、一八、〇〇		一、一八、〇〇		一、一八、〇〇		一、一九、〇〇		一、一九、〇〇		一、一九、〇〇		一、一九、〇〇	
八 交付金	一、四〇、〇〇		一、四〇、〇〇		一、四〇、〇〇		一、四〇、〇〇		一、四〇、〇〇		一、七〇、〇〇		一、七〇、〇〇		一、七〇、〇〇		一、七〇、〇〇	
九 短期借入金	一、八、五九		一、八、五九		一、八、五九		一、八、五九		一、八、五九		一、八、五九		一、八、五九		一、八、五九		一、八、五九	
十 固定資産売却代金	一〇五、一四		一〇五、一四		一〇五、一四		一〇五、一四		一〇五、一四		一〇五、一四		一〇五、一四		一〇五、一四		一〇五、一四	
十一 放送債券返済金	六〇六、〇〇		六〇六、〇〇		六〇六、〇〇		六〇六、〇〇		六〇六、〇〇		六〇六、〇〇		六〇六、〇〇		六〇六、〇〇		六〇六、〇〇	
十二 前受金等	一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇	
十三 支出	一〇、三六、三八		一五、一九、一三		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八	
十四 事業経費	一〇、三六、三八		一九、六五、三一		二一、八一、三一		二一、八一、三一		二一、八一、三一		二一、八一、三一		二一、八一、三一		二一、八一、三一		二一、八一、三一	
十五 修繕費	一〇、三六、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八		一七、五三、三八	
十六 放送設備改修費	一〇、三六、三八		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇	
十七 放送債券返済	一〇、三六、三八		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇	
十八 法定期積立金	一〇、三六、三八		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇	
十九 予備金	一〇、三六、三八		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇	
二十 放送債券利息等	一〇、三六、三八		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇	
二十一 後期繰越金	一〇、三六、三八		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇		一四、二七、〇〇	

設計画について

周波数の割当方針との関連において、変更の必要が生ずる場合があると考える。

努めるとともに、次の事項に配意すべきものと考へる。

二 一 受信料収入について、その予定額を上回ることとなつた場合に生ずる場合があると考へる。

三 支予算、事業計画および資金計画に対する意見書

は、おおむねは適当と認めるが、ラジオおよびテレビジョン両放送網の建

設立の向上、冗費の節減につれては、積極的に推進すること。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、科学技術庁の権限に宇宙の利用を推進することを加え、航空技術研究所を航空宇宙技術研究所に改め、附属機関として国立防災科学技術センターを、地方支分部局として水戸原子力事務所を設置するとともに、同庁の職員の定員を増加する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため必要な経費として八千七十五万一千円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 清瀬 一郎
參議院議長 重宗 雄三殿

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のよう改正する。

第四条第十五号の次に次の二号を加える。
十五の一 宇宙の利用を推進すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)
五 宇宙の利用の推進に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)
六 国立防災科学技術センターに関すること。
中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に改める。
第十六条中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に、「放射線医学総合研究所」を「国立防災科学技術センター」に改める。
第十七条(見出しを含む)中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に改め、同条第一項及び第二項中「航空技術」の下に「及び宇宙科学技術」を加える。
第二十一条中「千五百七十一人」を「千七百五人」に改め、同条を第二十条とし、第二十条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。
(地方支分部局)

第二十二条 科学技術庁に、地方支分部局として、水戸原子力事務所を置く。

昭和三十八年三月二十七日 參議院会議録第十五号 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案外二件

(水戸原子力事務所)

第二十三条 水戸原子力事務所は、原子弹に関する規制に関する事務その他の原子力局の所掌事務の一部を分掌し、その管轄区域は、茨城県とする。

2 水戸原子力事務所は、水戸市に置く。

3 水戸原子力事務所の内部組織は、総理府令で定める。

第十九条の次に次の二条を加える。

(国立防災科学技術センター)

第二十条 国立防災科学技術センターは、防災科学技術(天災地変その他自然現象により生じる灾害を未然に防止し、これらの灾害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの灾害を復旧すること)に関する科学技術をいり。以下同じ)に關し、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 試験研究のため必要な施設及び設備であつて、関係行政機関に重複して設置することが、多額の経費を要するため、適当でない認められるものを設置して、これを関係行政機関の共用に供すること。

二 関係行政機関の要請に応じ、職員を派遣してその行政機関の研究及び試験に協力すること。

三 多数部門の協力を要する総合的な研究及び試験並びに各種研究に共通する基礎的な研究及び試験を行なうこと。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

四 委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

五 第三号に掲げる研究及び試験を効率的かつ計画的に推進するための基礎的な調査を行なうこと。

六 内外の資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。

七 委託に応じ、研究者及び技術者の養成訓練を行なうこと。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

八 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

九 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

十 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

十一 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

十二 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

十三 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

十四 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

十五 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

十六 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

十七 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

十八 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

十九 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

二十 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

二十一 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

二十二 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

二十三 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

二十四 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

二十五 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

二十六 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

二十七 計算機の運営、保守、修理等の業務の委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

子力事務所に関する部分の規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。

【審査報告書は都合により第十八条末尾に掲載】

第一條 通商産業省設置法及び中小企業厅設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法及び中小企業厅設置法の一部を改正する法律案
第一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第二十四条の二を削り、第二十四条号の三を第二十四号の二とす。
第七条第一項第五号中「(輸出保険特別会計、特定物資納付金処理特別会計、機械類賦払信用保険特別会計及びアルコール専売事業特別会計)」を「(輸出保険特別会計、機械類賦払信用保険特別会計、特定物資納付金処理特別会計、機械類賦払信用保険特別会計)」を

昭和三十八年三月二十二日

石炭対策特別委員長 堀 未治
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

石炭鉱業の合理化に伴い発生する炭鉱離職者の雇用の促進を図るために、炭鉱離職者求職手帳の發給、これを受けた者に対する就職指導の実施及び就職促進手当の支給等の措置を講ずる等所要の改正を行なうことは妥当な措置と認め

二、費用

本法施行のため、昭和三十七年度においては、約一億七千二百余万元、昭和三十八年度においては、約九億六千八百余万円が計上されている。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案は本院においてこれを可決した。

昭和三十八年三月八日
参議院議長 清瀬 一郎

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第三条—第六条)」を「(第三条—第七条)」に、「第三条—第六条」

化に伴う離職者に対する特別措置

は、この限りでない。
前項ただし書の場合における申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して三月以内に行なわなければならない。

(手帳の譲渡等の禁止)

第十一条 手帳は、当該手帳の発給を受けた者は、手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(手帳の失効)

第十二条 手帳は、当該手帳の発給を受けた者に係る第八条第一項第一節炭鉱離職者求職手帳第三節就職促進手当(第三章)に規定する期間内に新たに安定期定した職業についた後一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさ

らに離職したものにより手帳の発給を受けた後において、新たに安定した職業についたことによりその手帳が第十二条第二項の規定により効力を失つた者であつて、次のいずれにも該当するもの

四 第十四条の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。
五 第二十条第一項各号のいずれかに再度該当したとき。

六 偽りその他不正の行為によけ、又は受けようとしたとき。

三 手帳を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

四 当該手帳前に手帳の発給を受けたことのないこと。
五 前項の申請は、当該離職の日の翌日から起算して三月以内に行なわなければならぬ。ただし、天災その他申請しなかつたことにつ

いてやむを得ない理由があるとき

は、この限りでない。

三 前項ただし書の場合における申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して三月以内に行なわなければならない。

二 前項第一項(第三号を除く)の規定に該当する者であつて、当該離職後同条第二項又は第三項に規定する期間内に新たに安定した職業についた後一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさ

らに離職したものにより手帳の発給を受けた後において、新たに安定した職業についたことによりその手帳が第十二条第二項の規定により効力を失つた者であつて、次のいずれにも該当するもの

四 第十四条の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

五 第二十条第一項各号のいずれかに再度該当したとき。

六 偽りその他不正の行為によけ、又は受けようとしたとき。

三 手帳を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

四 当該手帳前に手帳の発給を受けたことのないこと。
五 前項の申請は、当該離職の日の翌日から起算して三月以内に行なわなければならぬ。ただし、天災その他申請しなかつたことにつ

いてやむを得ない理由があるとき

は、この限りでない。

二 前項第一項及び第三項の規定

は、前項の申請に準用する。

一 第二章の二 石炭鉱業の合理化に伴う離職者に対する特別措置

(省令への委任)

第十二条 この節に定めるものは

か、手帳の発給、手帳の返納その

日分に相当する額から十四円を控除した残りの額とその者に支給される手当の日額との合計額が前条第一項の賃金日額の百分の八十に相当する額をこえないときは、手当の日額の全額を支給し、その合計額が当該賃金日額の百分の八十に相当する額をこえるときは、その超過額を手当の日額から控除した残りの額を支給し、その超過額が手当の日額をこえるときは、手当を支給しない。

(手当の支払)

第十九条 手当は、公共職業安定所において、二週間に一回、支払うものとする。ただし、労働大臣は、必要があると認めるときは、手当の支払について別段の定めをすることができる。

(支給の制限)

第二十条 手当の支給を受けることができる者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実のあつた日から起算して一月間は、手当を支給しない。

一 公共職業安定所の紹介する職業につくことを拒んだとき。ただし、次のいずれかに該当するときを除く。

イ 紹介された職業がその者の能力からみて不適当であるとき。

ロ 就職するために現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であるとき。

ハ 就職先の賃金が同一地域において同一職種に従事する勞

日分に相当する額から十四円を控除

した残りの額とその者に支給され

る手当の日額との合計額が前条第

一項の賃金日額の百分の八十に相

当する額をこえないときは、手当

の日額の全額を支給し、その合計

額が当該賃金日額の百分の八十に相

当する額をこえるときは、その

超過額を手当の日額から控除した

残りの額を支給し、その超過額が手当の日額をこえるときは、手当を支給しない。

労働者に通常支払われる賃金に

比べて不當に低いとき。

二 その他正当な理由があるとき。

二 第十三条第一項の規定による

公共職業安定所長の指示に従わ

なかつたとき。

二 手当の支給を受けることができる者が、疾病又は負傷により就職指導を受けるために公共職業安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して十

四日をこえるときは、当該十四日をこえる期間は、手当を支給しな

い。

三 前二項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を本人に通知するものとする。

(返還)

第二十一条 偽りその他不正の行為

によって手当の支給を受けた者が

ある場合には、労働大臣は、その

支給を受けた者に対し、支給し

た手当の全部又は一部を返還すべ

きことを命ずることができ、また、その手当の支給がその者を雇用していいた事業主に対し、手帳の発給又は就職促進手当の支給に関する必要な事項について、報告を求めることができる。

(証明書の交付)

第三十九条 手帳の発給を申請する

者が、その者を雇用していいた事業

主に対し、手帳の発給又は就職

促進手当の支給を受けるために必

要な証明書の交付を請求したとき

は、当該事業主は、その請求に係

る証明書を交付しなければならぬ。

(届出)

第四十条 手帳の発給を受けた者は、次の各号のいずれかに該当す

るときは、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対

して、労働省令で定める事項を届け出なければならない。

(省令への委任)

第二十二条 この節に定めるものの準用する。

当に開して必要な事項は、労働省

令で定める。

第二十三条第一項第二号及び第二

十五条第二項第二号中「手当」を「職業訓練手当その他の手当」と改める。

第三十七条から第三十九条までを削る。

第四章中第四十条の見出しを「(報告)」に改め、同条中「公共職業安定所長」を「労働大臣」に、「雇用の状況」を「雇入れ又は離職の状況又は見通しその他必要な事項」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に「(返還)」を「(返還)」に改める。

第四十二条 手帳の発給若しくは失効に關する処分又は就職促進手当の支給若しくは返還に關する処分によつて不服がある者は、失業保険審査会に對して再審査請求をすることができる。

第四十三条 手帳の発給を申請する官に対し審査請求をし、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に對して再審査請求をすることができる。

第四十四条 手帳の発給若しくは失効に關する処分は、労働省令で定めた次の次に次の「(権限の委任)」

第四十五条 この法律に規定する労働大臣の権限は、労働省令で定めたところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に處する。

第四十七条 次のよう改める。

第四十八条 第二節(第十八条等及び

和三十七年法律第百六十号)第二

章第一節、第二節(第十八条等及び

第十九条を除く)及び第五節の規

定を適用しない。

(不服理由の制限)

第三十九条 手帳の発給を申請する

者が、その者を雇用していいた事業

主に対し、手帳の発給又は就職

促進手当の支給を受けるために必

要な証明書の交付を請求したとき

は、当該事業主は、その請求に係

る証明書を交付しなければならぬ。

(届出)

第四十条 手帳の発給を受けた者は、次の各号のいずれかに該当す

るときは、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対

して、労働省令で定める事項を届け出なければならない。

(省令への委任)

第二十二条 この節に定めるものの準用する。

二 就職促進手当の支給を受ける場合において、自己の労働によつて収入を得たとき。

三 その他労働省令で定めると

よる改める。

二 第十三条及び第四十三条を次の

第三十七条から第三十九条までを

削る。

第四十二条及第43条を次の

第三十七条とし、同条の次に「(権限の委任)」

第四十三条を次のよう改める。

第四十四条 手帳の発給若しくは失効に關する処分は、労働省令で定めたところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

第四十五条 この法律に規定する労働大臣の権限は、労働省令で定めたところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に處する。

第四十七条 次のよう改める。

第四十八条 第二節(第十八条等及び

和三十七年法律第百六十号)第二

章第一節、第二節(第十八条等及び

第十九条を除く)及び第五節の規

定を適用しない。

(不服理由の制限)

第三十九条 手帳の発給を申請する

者が、その者を雇用していいた事業

主に対し、手帳の発給又は就職

促進手当の支給を受けるために必

要な証明書の交付を請求したとき

は、当該事業主は、その請求に係

る証明書を交付しなければならぬ。

(届出)

第四十条 手帳の発給を受けた者は、次の各号のいずれかに該当す

るときは、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対

して、労働省令で定める事項を届け出なければならない。

(省令への委任)

第二十二条 この節に定めるものの準用する。

た後でなければ、提起することができない。

第四十四条の見出しを「(譲渡等の禁止)」に改め、同条中「移住資金又は」を「就職促進手当の支給を受ける権利又は移住資金若しくは」に改め、「譲り渡し」の下に「担保に供し」を加える。

第四十五条を削り、第四章中第四

十四条の次に次の「(権限の委任)」

第四十六条次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に處する。

第四十七条 次のよう改める。

第四十八条 第二節(第十八条等及び

和三十七年法律第百六十号)第二

章第一節、第二節(第十八条等及び

第十九条を除く)及び第五節の規

定を適用しない。

(不服理由の制限)

第三十九条 手帳の発給を申請する

者が、その者を雇用していいた事業

主に対し、手帳の発給又は就職

促進手当の支給を受けるために必

要な証明書の交付を請求したとき

は、当該事業主は、その請求に係

る証明書を交付しなければならぬ。

(届出)

第四十条 手帳の発給を受けた者は、次の各号のいずれかに該当す

るときは、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対

して、労働省令で定める事項を届け出なければならない。

(省令への委任)

第二十二条 この節に定めるものの準用する。

二 第十三条及び第四十三条を次の

第三十七条とし、同条の次に「(権限の委任)」

第四十五条を削り、第四章中第四

十四条の次に次の「(権限の委任)」

第四十六条次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に處する。

二 第十三条及び第四十三条を次の

帳が効力を失う前又は効力を失うと同時に開始されたこれらの者に係る雇用促進事業団の援護業務については、その援護業務が終了するまでの間)においてのみ、その効力を有するものとする。

附則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 昭和三十七年四月一日からこの法律の施行の日の前日までに離職した炭鉱離職者であつて改正後の第八条第一項又は第九条第一項第一号の規定に該当するものについては、第八条第二項本文(第九条第二項の規定において準用する場合を含む)に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働省設置法の一改正)

4 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「緊急失業対策法(これに基づく命令を含む。)」の下に「、炭鉱離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」を加える。

○堀末治君

【堀末治君登壇、拍手】

た四法案について、石炭対策特別委員

二人」を「三、九一一人」に、「二三、九三九人」を「一四、一二八人」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

5 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百一十六号)の一部を次のよう改正する。

第二条に次の二項を加える。

3 失業保険審査官は、前項に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第四十二条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

第七条第二項に後段として次の

ように加える。

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第四十二条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

第二十五条に次の二項を加える。

2 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱う。

第二十一条に次の二項を加える。

2 第二十九条に次の二項を加える。

雇用促進事業団法の 部を改正する法律案

第三十六条 前条の規定は、雇用促進事業団法の一部を改正する法律

(昭和三十八年法律第 号)の施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、当該期間が経過する前に開始された同条第一項に規定する業務については、当該業務が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

官 報 (号 外)

附
則

(施行期日)

- 2 印紙税法（明治三十二年法律第
五十四号）の一部を次のよう改
正する。

第五条第六号ノ十一ノ五を次の
よう改める。

六ノ十一ノ五 雇用促進事業団
ノ発スル証書、帳等

（経過措置）

3 この法律の施行前に納めた、又
は納めるべきであつた印紙税につ
いては、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

〔藤田藤太郎君登壇、拍手〕

○藤田藤太郎君　ただいま議題となり
ました雇用促進事業団法の一部を改正
する法律案について、社会労働委員会
における審議の経過と結果を報告いた
します。

(施行期日)

この法律

- 年四月一日から一年間とすること等であります。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
る。

昭和三十八年三月二十二日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長重宗雄三殿

訴訟費用等臨時措置法の一部を改
正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一節を改
正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一節を改
正する法律案

訴訟費用等臨時措置法（昭和十九
年法律第二号）の一部を次のように
改正する。

第四条第一項中「三十五円」を「五
十円」に、「十円」を「十五円」に、「三
十円」を「四十円」に改め、同条第二
項中「七十円」を「百円」に、「百円」を
「一百十円」に、「三百円」を「二百五
十円」に、「三百円」を「三百七十円」

務委員会理事松野孝一君。

[]

審査報告書は都合により第十八

〔松野孝一君登壇、拍手〕

○松野孝一君　ただいま議題となりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の趣旨は、訴訟費用等臨時措置法の規定による執行吏の手数料及び立てかえ金の額を増額しようとするものでありますが、その額は、現在の経済事情に照らし低きに過ぎるうらみがあるので、差し押え、仮差し押え、競売等についての手数料及び立てかえ金である書記料について、約二割五分程度の増額をしようとするものであります。

委員会においては、二月二十八日提案理由説明を聴取した後、三月二十六日質疑に入りましたところ、松野、大

して十五日を経過した日から施行

する

2 この法律の施行の際完結してし

賛成の諸君の起立を求める。
〔賛成者起立〕

以二脚報告申上候ます。(拍手)

卷之三

されば、これより採決をいたします。

高案商八

1

1

v

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のよう改定する。

目次中「第四章 容器、機器及び原料ガス(第四十一条第五十九条)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の三)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の四)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の五)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の六)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の七)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の八)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の九)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の十)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の十一)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の十二)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の十三)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の十四)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の十五)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の十六)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の十七)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の十八)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の十九)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二十)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二十一)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二十二)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二十三)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二十四)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二十五)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二十六)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二十七)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二十八)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の二十九)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の三十)」

「第四章 容器、機器及び原料ガス(第五十九条の三十一)」

二 鉄道車両のエヤコンディショナー内における高圧ガス
三 船舶安全法(昭和八年法律第二百四号)第二条第一項の規定の適用を受ける船舶及び海上自衛隊の使用する船舶内における高圧ガス

四 鉛山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項の鉛山に所在する当該鉛山における高圧ガスで定めるものに限る。)内における高圧ガス

五 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項の航空機内における高圧ガス

六 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその適用を受ける電気工作物(政令で定めるものに限る。)内における高圧ガス

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第二条第四項の原子炉及びその附屬施設内における高圧ガスに「及び第六十条」を加える。

八十六条「」に改める。

第一条中「この法律は」の下に「高圧ガスによる災害を防止することにより、規制することを止め」を加え、「規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、」を規制することとともに、高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて」に改める。

第三条第一項中第二号から第四号までを削り、第五号を第八号とし、第一号の次に次の六号を加える。

四 販売の方法が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第五条第一項第一号中「次号及び三」を「冷凍(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)」のため高圧ガスの製造をし

六 「(販売のための施設及び販売の方法)」の下に「その他の政令で定める高圧ガス」を、「常時」の下に「容積」を加える。

七 第八条中「から第五号まで」を加え、同条第一号中「製造」の下に「(製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、第九条、第十二条、第十四条第一項、第二十条、第一百四十三条)」を加え、同条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第六十条、第八十条第三号及び第四号並びに第八十二条第二号及び第五号において同じ。」を加え、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

八 「(販売のための施設等の変更)」のための施設の位置、構造及び設備が通商産業省令で定められた技術上の基準に適合するものであることを、販売の方法を変更しよろとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

九 第十二条中「第八条第二号の」を「通商産業省令で定める」に、「を容認する」に改める。

ようとする者」に改め、同項第二号

器に充てんを「の製造を」に改め、

同条の次に次の二条を加える。

第十一条第一項中「但し、」を「た

中「(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)」を削り、同条第

の二条に定めるもののはか、高圧ガスの製造は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第十四条の二 販売業者は、販売のための施設を、その位置、構造及び設備が第八条第三号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第十五条第一項中「但し、」を「た

中「(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)」を削り、同条第

の二条に定めるもののはか、高圧ガスの製造は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つて貯蔵する高圧ガス又は」に改め、同条第二

項中「都道府県知事は、」の下に「次

条第一項に規定する貯蔵所の所有者

若しくは占有者が当該貯蔵所においてする」を加え、「高圧ガスを貯蔵する者」を「その者」に改める。

第十六条第一項に次の二条を加える。

第十七条第一項に次に二条を加える。

第十八条第一項に次に二条を加える。

第十九条第一項に次に二条を加える。

第二十条第一項に次に二条を加える。

第二十一条第一項に次に二条を加える。

第二十二条第一項に次に二条を加える。

第二十三条第一項に次に二条を加える。

第二十四条第一項に次に二条を加える。

第二十五条第一項に次に二条を加える。

第二十六条第一項に次に二条を加える。

第二十七条第一項に次に二条を加える。

第二十八条第一項に次に二条を加える。

第二十九条第一項に次に二条を加える。

第三十条第一項に次に二条を加える。

第三十一条第一項に次に二条を加える。

第三十二条第一項に次に二条を加える。

第三十三条第一項に次に二条を加える。

第三十四条第一項に次に二条を加える。

第三十五条第一項に次に二条を加える。

第三十六条第一項に次に二条を加える。

第三十七条第一項に次に二条を加える。

第三十八条第一項に次に二条を加える。

第三十九条第一項に次に二条を加える。

第四十条第一項に次に二条を加える。

第四十一条第一項に次に二条を加える。

第四十二条第一項に次に二条を加える。

第四十三条第一項に次に二条を加える。

第四十四条第一項に次に二条を加える。

第四十五条第一項に次に二条を加える。

第四十六条第一項に次に二条を加える。

第四十七条第一項に次に二条を加える。

第四十八条第一項に次に二条を加える。

第四十九条第一項に次に二条を加える。

第五十条第一項に次に二条を加える。

第五十一条第一項に次に二条を加える。

第五十二条第一項に次に二条を加える。

第五十三条第一項に次に二条を加える。

第五十四条第一項に次に二条を加える。

第五十五条第一項に次に二条を加える。

第五十六条第一項に次に二条を加える。

第五十七条第一項に次に二条を加える。

第五十八条第一項に次に二条を加える。

第五十九条第一項に次に二条を加える。

第六十条第一項に次に二条を加える。

第六十一条第一項に次に二条を加える。

第六十二条第一項に次に二条を加える。

第六十三条第一項に次に二条を加える。

第六十四条第一項に次に二条を加える。

第六十五条第一項に次に二条を加える。

第六十六条第一項に次に二条を加える。

第六十七条第一項に次に二条を加える。

第六十八条第一項に次に二条を加える。

第六十九条第一項に次に二条を加える。

第七十条第一項に次に二条を加える。

第七十一条第一項に次に二条を加える。

第七十二条第一項に次に二条を加える。

第七十三条第一項に次に二条を加える。

第七十四条第一項に次に二条を加える。

第七十五条第一項に次に二条を加える。

第七十六条第一項に次に二条を加える。

第七十七条第一項に次に二条を加える。

第七十八条第一項に次に二条を加える。

第七十九条第一項に次に二条を加える。

第八十条第一項に次に二条を加える。

第八十一条第一項に次に二条を加える。

第八十二条第一項に次に二条を加える。

第八十三条第一項に次に二条を加える。

第八十四条第一項に次に二条を加える。

第八十五条第一項に次に二条を加える。

第八十六条第一項に次に二条を加える。

第八十七条第一項に次に二条を加える。

第八十八条第一項に次に二条を加える。

第八十九条第一項に次に二条を加える。

第九十条第一項に次に二条を加える。

第九十一条第一項に次に二条を加える。

第九十二条第一項に次に二条を加える。

第九十三条第一項に次に二条を加える。

第九十四条第一項に次に二条を加える。

第九十五条第一項に次に二条を加える。

第九十六条第一項に次に二条を加える。

第九十七条第一項に次に二条を加える。

第九十八条第一項に次に二条を加える。

第九十九条第一項に次に二条を加える。

第一百条第一項に次に二条を加える。

第一百一条第一項に次に二条を加える。

第一百二十二条第一項に次に二条を加える。

第一百三十三条第一項に次に二条を加える。

第一百三十四条第一項に次に二条を加える。

第一百三十五条第一項に次に二条を加える。

第一百三十六条第一項に次に二条を加える。

第一百三十七条第一項に次に二条を加える。

第一百三十八条第一項に次に二条を加える。

第一百三十九条第一項に次に二条を加える。

第一百四十条第一項に次に二条を加える。

第一百四十二条第一項に次に二条を加える。

第一百四十三条第一項に次に二条を加える。

第一百四十四条第一項に次に二条を加える。

第一百四十五条第一項に次に二条を加える。

第一百四十六条第一項に次に二条を加える。

第一百四十七条第一項に次に二条を加える。

第一百四十八条第一項に次に二条を加える。

第一百四十九条第一項に次に二条を加える。

第一百五十条第一項に次に二条を加える。

第一百五十一条第一項に次に二条を加える。

第一百五十二条第一項に次に二条を加える。

第一百五十三条第一項に次に二条を加える。

第一百五十四条第一項に次に二条を加える。

第一百五十五条第一項に次に二条を加える。

第一百五十六条第一項に次に二条を加える。

第一百五十七条第一項に次に二条を加える。

第一百五十八条第一項に次に二条を加える。

第一百五十九条第一項に次に二条を加える。

第一百六十条第一項に次に二条を加える。

第一百六十一条第一項に次に二条を加える。

第一百六十二条第一項に次に二条を加える。

第一百六十三条第一項に次に二条を加える。

第一百六十四条第一項に次に二条を加える。

第一百六十五条第一項に次に二条を加える。

第一百六十六条第一項に次に二条を加える。

第一百六十七条第一項に次に二条を加える。

第一百六十八条第一項に次に二条を加える。

第一百六十九条第一項に次に二条を加える。

第一百七十条第一項に次に二条を加える。

第一百七十一条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

第一百七十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項に次に二条を加える。

いて前項の検査を受けることがで
きる。

3 第一項に規定する者は、前二項

の検査において第八条第一号の技
術上の基準に適合していると認め
られた特定設備に係る製造のため
の施設につき、通商産業省令で定
める期間内に前条の完成検査を受
けるときは、当該特定設備につい
ては、同条の完成検査を受けてい
ることを要しない。

第二十一条第三項中「販売の事業
を」の下に「開始し、又は」を加える。

第二十三条第二項に次のただし書
を加える。

第二十二条第三項中「販売の事業
を」の下に「開始し、又は」を加える。

第二十三条第二項に次のただし書
を加える。

第二十四条 液化石油ガス又は圧縮
天然ガス（内容積が二十リットル
以上百二十リットル未満の容器に
充てんされたものに限る。）を一般
消費者の生活の用に供するための
設備の設置又は変更の工事は、通
商産業省令で定める技術上の基準
に従つてしなければならない。

第二十七条 第一種製造者は、高圧
ガスの製造を開始したときは、遅
滞なく、その従業者に対する保安
教育計画を定め、都道府県知事に
届け出なければならない。これを
変更したときは、同様とする。
第一種製造者は、前項の規定に
より届け出た保安教育計画を忠実
に実行しなければならない。

2 第一種製造者は、前項の規定に
より届け出た保安教育計画を忠実
に実行しなければならない。

3 第二種製造者、販売業者、高圧

ガス貯蔵所の所有者若しくは占有
者又は液化酸素消費者は、その從
業者に保安教育を施さなければな
らない。

4 高圧ガス保安協会（以下「協会」 といふ。）は、高圧ガスによる災害

の防止に資するため、高圧ガスの
種類ごとに、第一項の保安教育計
画を定め、又は前項の保安教育を

施すに当つて基準となるべき事
項を作成し、これを公表しなけれ
ばならない。

第二十八条の見出しを「（作業主任
者、販売主任者及び取扱主任者）に
改め、同条第二項中「又は液化酸素消
費者」とび「又は事業所」を削り、「通
商産業省令で定めるところにより、
高圧ガス取扱主任者（以下「取扱主
任者」といふ。）を「通商産業省令で定
める区分に従い、高圧ガス販売主任者
免状（以下「販売主任者免状」といふ。）
の交付を受けている者のうちから、
高圧ガス販売主任者（以下「販売主任
者」といふ。）に、「取扱又は液化酸素
の消費」を「販売に改め、同条第三
項中「第一項」の下に「第二項」を、
第二十四条を次のように改める。

（家庭用設備の設置等）

第二十九条の前の見出しを「（作業
主任者免状）の下に「又は販売主任者免
状」と、「通商産業大臣」の下に「又は
都道府県知事」を加え、同条第三項

に「（作業主任者免状）の下に「とし、販
売主任者免状」を加え、「その

種類は、第一種販売主任者免状及び
第二種販売主任者免状」を加え、同
条第二項中「（作業主任者免状）の下に
「又は販売主任者免状」を加え、「その

保安について監督を行なうことができる
高圧ガスの製造の作業の」を「高圧
ガスの製造の作業又は販売に係る保
安について監督を行なうことができる
る」に改め、同条第三項中「（作業主任
者免状）の下に「又は販売主任者試験」
と改め、同条第二項中「（取扱主任者試
験）」の下に「（作業主任者免状）免
状」と、「（以下「（作業主任者試験）と
免状」）の下に「（又は高圧ガス販売
主任者試験）（以下「（販売主任者試
験）」）」の下に「（又は高圧ガス販売
主任者免状）免状」と、「（以下「（販
売主任者試験）と免状」）の下に「（又
は高圧ガス販売主任者免状）免状」と
改め、同条第四項中「（左の各号）を「（通
商産業大臣）又は都道府県知事は、
（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加え、同条第五項中
「（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加え、同条第五項中
「（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加える。

第三十条中「（通商産業大臣）の下に
「（作業主任者免状）の下に「（又は販
売主任者免状）」を加える。

第三十一条中「（通商産業大臣）の下に
「（作業主任者免状）の下に「（又は販
売主任者免状）」を加える。

第三十二条（見出しを除く。）中「（作
業主任者）の下に「（販売主任者）」を加
える。

第三十三条中「（代理者）の下に「（
販売主任者）」を加える。

第三十四条中「（代理者）の下に「（
販売主任者）」を加える。

第三十五条第一項中「（であつて、
（通商産業省令で定めるもの）を「（
（通商産業省令で定めるもの）を「（
（通商産業省令で定めるもの）に限る。以
下「特定施設」という。）」に、「（都道府
県知事が毎年定期に行なう）を「（通商
産業省令で定めるところにより、定期
に、都道府県知事が行なう）に改め、
同項ただし書を次のように改める。

ただし、特定施設のうち通商産
業省令で定めるものについて、通
商産業省令で定めるところにより、
同項ただし書を次のように改める。

第三十六条第一項中「（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

第三十七条第一項中「（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

第三十八条第一項第一号中「（第十
一条第三項）の下に「（第十四条の二
第三項）を加え、同項第二号中「（第
十四条第一項）の下に「（第十四条の三
第一項）を加え、同項第四号を削り、
同項第二号中「（第十六条第一項又は
（第十七条第一項中「（作業主任者試
験）を「（又は販売主任者試験）」を
（又は販売主任者試験）を加え、同
条第二項の次に次の二項を加える。

3 液化酸素消費者は、事業所こと
に、通商産業省令で定めるところ
により、液化酸素取扱主任者（以
下「取扱主任者」といふ。）を兼任
し、液化酸素の消費に係る保安に
ついて監督を行なわせなければな
らない。

第二十九条の前の見出しを「（作業 主任者免状）の下に「又は販売主任者免 状」と、「通商産業大臣」の下に「又は 都道府県知事」を加え、同条第三項

に「（作業主任者免状）の下に「とし、販
売主任者免状」を加え、「その

種類は、第一種販売主任者免状及び
第二種販売主任者免状」を加え、「その

保安について監督を行なうことができる
高圧ガスの製造の作業の」を「高圧
ガスの製造の作業又は販売に係る保
安について監督を行なうことができる
る」に改め、同条第三項中「（作業主任
者免状）の下に「又は販売主任者免
状」と、「（以下「（作業主任者試験）と
免状」）の下に「（又は高圧ガス販売
主任者免状）免状」と、「（以下「（販
売主任者試験）と免状」）の下に「（又
は高圧ガス販売主任者免状）免状」と
改め、同条第四項中「（左の各号）を「（通
商産業大臣）又は都道府県知事は、
（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加え、同条第五項中
「（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加える。

第三十一条に次の一項を加える。

第三十二条（見出しを除く。）中「（作
業主任者）の下に「（販売主任者）」を加
える。

第三十三条中「（代理者）の下に「（
販売主任者）」を加える。

第三十四条中「（代理者）の下に「（
販売主任者）」を加える。

第三十五条第一項中「（（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

第三十六条第一項中「（（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

第三十七条第一項中「（（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

第三十八条第一項第一号中「（第十
一条第三項）の下に「（第十四条の二
第三項）を加え、同項第二号中「（第
十四条第一項）の下に「（第十四条の三
第一項）を加え、同項第四号を削り、
同項第二号中「（第十六条第一項又は
（第十七条第一項中「（作業主任者試
験）を「（又は販売主任者試験）」を
（又は販売主任者試験）を加え、同
条第二項の次に次の二項を加える。

3 液化酸素消費者は、事業所こと
に、通商産業省令で定めるところ
により、液化酸素取扱主任者（以
下「取扱主任者」といふ。）を兼任
し、液化酸素の消費に係る保安に
ついて監督を行なわせなければな
らない。

第三十九条の前の見出しを「（作業
主任者免状）の下に「又は販売主任者免
状」と、「通商産業大臣」の下に「又は
都道府県知事」を加え、同条第三項

に「（作業主任者免状）の下に「とし、販
売主任者免状」を加え、「その

種類は、第一種販売主任者免状及び
第二種販売主任者免状」を加え、「その

保安について監督を行なうことができる
高圧ガスの製造の作業の」を「高圧
ガスの製造の作業又は販売に係る保
安について監督を行なうことができる
る」に改め、同条第三項中「（作業主任
者免状）の下に「又は販売主任者免
状」と、「（以下「（作業主任者試験）と
免状」）の下に「（又は高圧ガス販売
主任者免状）免状」と、「（以下「（販
売主任者試験）と免状」）の下に「（又
は高圧ガス販売主任者免状）免状」と
改め、同条第四項中「（左の各号）を「（通
商産業大臣）又は都道府県知事は、
（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加え、同条第五項中
「（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加える。

第三十一条に次の一項を加える。

第三十二条（見出しを除く。）中「（作
業主任者）の下に「（販売主任者）」を加
える。

第三十三条中「（代理者）の下に「（
販売主任者）」を加える。

第三十四条中「（代理者）の下に「（
販売主任者）」を加える。

第三十五条第一項中「（（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

第三十六条第一項中「（（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

第三十七条第一項中「（（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

3 協会は、第一項ただし書の保安 検査を行なつたときは、遅滞な く、その結果を都道府県知事に報 告しなければならない。

第三十五条の次に次の二項を加
え。

（定期自主検査）

第三十九条の前の見出しを「（作業
主任者免状）の下に「又は販売主任者免
状」と、「通商産業大臣」の下に「又は
都道府県知事」を加え、同条第三項

に「（作業主任者免状）の下に「とし、販
売主任者免状」を加え、「その

種類は、第一種販売主任者免状及び
第二種販売主任者免状」を加え、「その

保安について監督を行なうことができる
高圧ガスの製造の作業の」を「高圧
ガスの製造の作業又は販売に係る保
安について監督を行なうことができる
る」に改め、同条第三項中「（作業主任
者免状）の下に「又は販売主任者免
状」と、「（以下「（作業主任者試験）と
免状」）の下に「（又は高圧ガス販売
主任者免状）免状」と、「（以下「（販
売主任者試験）と免状」）の下に「（又
は高圧ガス販売主任者免状）免状」と
改め、同条第四項中「（左の各号）を「（通
商産業大臣）又は都道府県知事は、
（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加え、同条第五項中
「（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加える。

第三十一条に次の一項を加える。

第三十二条（見出しを除く。）中「（作
業主任者）の下に「（販売主任者）」を加
える。

第三十三条中「（代理者）の下に「（
販売主任者）」を加える。

第三十四条中「（代理者）の下に「（
販売主任者）」を加える。

第三十五条第一項中「（（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

第三十六条第一項中「（（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

第三十七条第一項中「（（第三項の事
業所）の下に「（第六条の販売所（同
条第一号の販売所を除く。）」を加
え、「（若しくは第二種製造者）を「（
（第一種製造者、販売業者）に改め、
同条第二項中「（若しくは第二種製造
者）を「（第二種製造者、販売業者）」を
（若しくは販売）を加える。

第三十八条第一項第一号中「（第十
一条第三項）の下に「（第十四条の二
第三項）を加え、同項第二号中「（第
十四条第一項）の下に「（第十四条の三
第一項）を加え、同項第四号を削り、
同項第二号中「（第十六条第一項又は
（第十七条第一項中「（作業主任者試
験）を「（又は販売主任者試験）」を
（又は販売主任者試験）を加え、同
条第二項の次に次の二項を加える。

3 液化酸素消費者は、事業所こと
に、通商産業省令で定めるところ
により、液化酸素取扱主任者（以
下「取扱主任者」といふ。）を兼任
し、液化酸素の消費に係る保安に
ついて監督を行なわせなければな
らない。

第三十九条の前の見出しを「（作業
主任者免状）の下に「又は販売主任者免
状」と、「通商産業大臣」の下に「又は
都道府県知事」を加え、同条第三項

に「（作業主任者免状）の下に「とし、販
売主任者免状」を加え、「その

種類は、第一種販売主任者免状及び
第二種販売主任者免状」を加え、「その

保安について監督を行なうことができる
高圧ガスの製造の作業の」を「高圧
ガスの製造の作業又は販売に係る保
安について監督を行なうことができる
る」に改め、同条第三項中「（作業主任
者免状）の下に「又は販売主任者免
状」と、「（以下「（作業主任者試験）と
免状」）の下に「（又は高圧ガス販売
主任者免状）免状」と、「（以下「（販
売主任者試験）と免状」）の下に「（又
は高圧ガス販売主任者免状）免状」と
改め、同条第四項中「（左の各号）を「（通
商産業大臣）又は都道府県知事は、
（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加え、同条第五項中
「（左の各号）を「（通商産業大臣）又は都
道府県知事は、（左の各号）に改め、
（作業主任者免状）を加える。

第三十一条に次の一項を加える。

第三十二条（見出しを除く。）中「（作
業主任者）の下に「（販売主任者）」を加
える。

第三十三条中「（代理者）の下に「（
販売主任者）」を加える。

第三十四条中「（代理者）の下に「（
販売主任者）」を加える。

第六十二条第一項中「製造」の下に「販売」を加える。

第六十五条第一項中「第十四条第一項」の下に「、第十四条の三第二項」を加える。

第七十三条第一項に次のただし書きを加える。

中「容器検査所の登録を受けた者が
第四十九条第一項の規定によつてし

規定による検査を拒若しくは忌避した者

五 第五十九条の三十三の規定に違反して、財産目録、貸借対照

たたし これらの者が都道府県（政令で定める場合を除く。）でもあるときは、この限りでない。

第七十三条第一項の表中 三 第十四条第一項の許可を受けようとする

〔三〕第十四条第一項の許可を受けようとする者

〔第十四条の二第一項の許可を受けようとする者〕

に、六
第二十条の完成検査を受けようとする者

四千円　二　六　第二十条の完成検査を受けようとする者

一六の二 第二十条の二第一項又は第二項の検査を受けよら

に、九 作業主任者免状の再交付を受けようとす

九 作業主任者免状の再交付を受けようとする者

販売主任者免状の再交付を受けようとする

に改め、「容器検査」の下に「(協会が行なうものを除く。)」を加

الطبعة الأولى

等)に改め、同条中「第八条第一号

若しくは第一二号」を「第八条第一号お

トに「(協会が行なつものを除く。)」

同條第一項中「その更新を
加え第三項の下に「第四号若

「命令を制定しようとするときは」も、商産業大臣が行う容器証明書の書換

第七十四条第一項中「若しくは第
二項の規定によるもの」とする者
を加える。

十六条第一項」を「第十六条第一項
聞くとともに」に改める。

昭和三十八年三月二十七日 参議院会議録第十五号

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

第七十三条第一項に次のただし書を加える。
ただし、これらの者が都道府県（政令で定める場合を除く。）であるときは、この限りでない。

四条第一項の許可を受けようとする者の許可を受けようとする者
の三第一項の許可を受けようとする者
完成検査を受けようとする者
直を受けようとする者
第一項又は第二項の検査を受けようする者
者免状の再交付を受けようとする者
他の再交付を受けようとする者
者試験を受けようとする者
免状の再交付を受けようとする者
〔協会が行なうものを除く。〕を加
第七十五条の見出しを「(公聴会等)」に改め、同条中「第八条第一号若しくは第二号」を「第八条第一号から第四号まで」に改め、「第十二条第一項若しくは第二項」の下に「第十一条、第十三条の二」を、「第四十四条第三項」の下に「第四十八条第一項第三号若しくは第四号」を加え、「命令を制定しようとするときは」を「通商産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、協会の意見を聞くとともに」に改める。

第七十七条の見出しうを「(協会又は容器検査所の登録を受けた者の処分についての審査請求)」に改め、同条

第八十条の二 第五十九条の二十六の規定に違反して、その職務に關係して知得した秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
第八十一条第二号の次に次の一号を加える。
二の二 第十四条の三第一項の許可を受けないで販売のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は販売をする高压ガスの種類若しくは販売の方法を変更した者
第八十二条第二号中「第二十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「又は第五十二条第一項を「第五十二条第一項又は第五十九条の三十第一項若しくは第二項」に改め、同条第七号中「高压ガス貯蔵所」を「貯蔵のための施設、高压ガス貯蔵所」に改め、「詰替」を削る。
第八十二条第一号中「第十五条第一項」を「第十四条の二第一項若しくは第二項、第十五条第一項に、「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改め、同条に次の一号を加える。
四 第五十九条の三十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定期による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第八十三条第一号中「第二十四条の四」の下に「第二十七条第一項」を加え、「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改め、同条第二号中「第十三条」の下に「第十三条の二」を加え、同条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 第三十五条の二の規定による検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

第八十四条中「前四条」を「第八十条、第八十一条、第八十二条又は前条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、そなへばならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十九条の六第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第五十九条の二十八に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第五十九条の二十九第三項、第五十九条の三十四第四項又は第五十九条の三十四第二項の規定による通商産業大臣の命令に遵反したとき。

五 第五十九条の三十三の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは決算報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

範囲内において政令で定める日から施行する。

(協会の設立)

第一条 通商産業大臣は、協会の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ会長、副会長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員会をして、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員会は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

3 設立委員会は、前項の認可を申請しようとするときは、会員にならうとする者三十人以上の同意を得なければならない。

4 設立委員会は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 協会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第六条 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時におりて会員となつたものとする。

(社団法人高压ガス協会からの引継ぎ)

第七条 昭和十九年一月二十日に設立された社団法人高压ガス協会(以下この条において「社団法人高压ガス協会」といふ。)は、定款で定めるところにより、設立委員会に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員会は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、社団法人高压ガス協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法として協会に承継されるものとし、社団法人高压ガス協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により社団法人高压ガス協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第八条 この法律(附則第一条ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。)の施行の際に販売業者が使用している販売のための施設について、この法律の施行の日から一年間は、第十四条の二第一項及び第三項中同条第一項に規定する事項に係る部分の規定は、適用しない。

第九条 この法律の施行の際に高圧ガスの製造を開始している第一種製造者に関する改正後の第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「高压ガスの製造を開始したときは」とあるのは、「高压ガス取締法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第二号)によるこの条の改正規定の施行後」とする。

第十条 第二十八条の改正規定の施行の際現に改正前の同条第二項の規定により販売業者が都道府県知事に届け出ている取扱主任者は、同条の改正規定の施行の日から一年六月間は、改正後の同条第二項の規定による販売主任者として選任されたものとみなす。

第十一條 改正前の第二十九条第一項の乙種化学主任者免状のうち通商産業省令で定める者が交付を受けているものは、改正後の同項の丙種化学主任者免状とみなす。

2 この法律の施行の際に改正前の第二十九条第一項の乙種化学主任者免状に係る作業主任者試験に合格している者であつてまだ同項の乙種化学主任者免状の交付を受けていないもののうち通商産業省令で定めるものは、改正後の同項の丙種化学主任者免状とみなす。

第十二条 第四章の次に一章を加える改正規定の施行の際に高圧ガス保安協会といふ名称を用いてい

る事項に係る部分の規定は、適用しない。

る者については、第五十九条の七の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

第十三条 協会の最初の事業年度は、第五十九条の三十一の規定により、昭和三十九年三月三十一日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十四条 協会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第五十九条の三十二中「当該事業年度の開始前に」とあるのは「協会の成立後遅滞なく」とする。

第十五条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中の「日本觀光協会」の下に「、高压ガス保安協会」を加える。

(赤間文三君登壇、拍手)

○赤間文三君登壇、拍手

ただいま議題となりました高压ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は、最近の高压ガス関係における技術革新及び液化石油ガスの普及等によりまして、保安に関する事情も変化いたしましたので、これに即応して高压ガスの取り締まりを強化し、災害の防止に万全を期そうとするものであります。

その内容は、第一に、高压ガスの保

安に關する自主的な体制を整備するため、特殊法人高压ガス保安協会を設立し、これに保安についての調査研究等を行なわせるとともに、保安器具の検査の一部を代行させることとし、第二に、液化石油ガスによる事故防止のため、これが販売業者に関する規制を強化するとともに、販売主任者の資格試験に關する規定を加え、第三に、高压ガスの導管輸送の増加に伴い、これに対する必要な規制を加えるほか、関係

昭和三十八年三月二十七日 参議院会議録第十五号 東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案外二件 農林漁業

金融公庫法の一部を改正する法律案外一件

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

〔佐野廣君登壇、拍手〕

○佐野廣君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、その内容、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案について申し上げます。

東京都は、最近著しい産業經濟の拡大と急速な人口の集中現象によつて、交通の混亂、港湾施設の立ちおくれ等、各種の弊害を見るに及んでおりましたが、かかる現状を開拓し、經濟的かつ合理的な都市活動の機能を増進するため、昭和三十六年度から東京港整備及び埋立地造成事業十カ年計画が進められております。しこうして、この事業のうち、港湾区域における埋立地造成事業及びこれに付帯する道路、水道等の整備事業については、造成地の売却により起債償還が可能なる点を考慮して、外貨地方債証券の発行により資金調達を行なうことが計画されております。

本案は、この外貨地方債証券の発行消化を円滑ならしめるため、予算の定められた限度内で國が債務の保証を行なうほか、この証券を買入された非居住者等について熱心なる質疑が行なわれ

に対し、利子等の非課税措置を講じようとするものであります。

委員会の審査におきましては、東京港

整備埋立事業十カ年計画の概要、漁業補償問題、埋立造成地の利用計画、造成地の売り払い方法及び価格の問題等につき質疑がありましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行は、プラント輸出金融を中心として、輸出入及び海外投資に関する金融を行なつておりますが、昭和三十八年度におけるわが國經濟の

融資を中心として、輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行は、プラント輸出金融を中心として、輸出入及び海外投資

に関する法律案について申し上げます。

またが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

委員会の審査におきましては、三案全部を問題に供します。三案に

整備埋立事業十カ年計画の概要、漁業補償問題、埋立造成地の利用計画、造成地の売り払い方法及び価格の問題等につき質疑がありましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本開発銀行は、開行以来、基幹産業を中心にして、長期設備資金を供給し、もつてわが國經濟の再建及び産業開発の促進に努めて参りましたが、貿易・為替の自由化の進展に即応して、今後もわが國産業構造の高度化と質的強化のための資金需要が増大していくものと考えられます。現在、同行の借り入れ及び債券発行限度額は、自己資本の二倍となつておられます。今日、同行が基本的課題である輸出の拡大のために、わが國をめぐる国際輸出環境がきびしさを加えております。今日、同行に対する資金需要はますます増大するものと考えられます。同行の融資は長期低利の資金でありますので、同行がその業務を円滑に進めていくために、無利子である出資金により資金の調達をはかる必要があります。したがいまして、同行の資本金を二百億円増額して一千百八十三億円にしようとするものであります。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

○謹長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

以上御報告申し上げます。(拍手)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改

正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「自作農維持創設

資金融通法」を「自作農維持資金融通法」に改め、「農地若しくは採草放牧地を取得し」を削る。

第四条第一項中「千一億七百万円」を「千二百二十二億七百万円」に改め

農地を取得し」を削る。

第五条第一項中「千一億七百万円」

を「千二百二十二億七百万円」に改め

農地を取得し」を削る。

第六条第一項中「千一億七百万円」

を「千二百二十二億七百万円」に改め

農地を取得し」を削る。

第七条第一項中「千一億七百万円」

を「千二百二十二億七百万円」に改め

農地を取得し」を削る。

第八条第一項中「千一億七百万円」

を「千二百二十二億七百万円」に改め

農地を取得し」を削る。

第九条第一項中「千一億七百万円」

を「千二百二十二億七百万円」に改め

農地を取得し」を削る。

第十条第一項中「千一億七百万円」

を「千二百二十二億七百万円」に改め

農地を取得し」を削る。

第十二条第一項中「千一億七百万円」

を「千二百二十二億七百万円」に改め

農地を取得し」を削る。

第十三条第一項中「千一億七百万円」

を「千二百二十二億七百万円」に改め

農地を取得し」を削る。

農地を取得し」を削る。

農地を取得し」を削る。

農地を取得し」を削る。

農地を取得し」を削る。

農地を取得し」を削る。

農地を取得し」を削る。

に係るもの及び同表の第四号に

掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。)

第十八条第一項第一号の次に次の二号二四二号。

一 号を加える

する農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含

む。)の取得(その取得にあたつて、その土地の農業上の利用を増

進するため防風林、道路、水路、
これら等二つに利用する必要

ため池等として利用する必要がある土地をあわせて取得する場

別表第一

貸付金の種類	利 率	償還期限	据置期間
一 農業経営の改善のためにする 農地等の取得に必要な資金	四分五厘	二十二年	三年
二 果樹農業振興特別措置法(昭 和三十六年法律第十五号)第五 条第一項に規定する資金に該当 する資金であつて果樹の植栽又 は育成に必要なもの	(主務大臣の指定するものについては、年四分)	十五年	五年
三 合理的な家畜飼養規模の農業 經營を當むため計画的に乳牛又 は肉用牛の導入及び畜舎その他の 必要な施設の整備等を行なうに 必要な資金であつて当該家の畜 の購入に必要なもの又は当該施 設に係る第十八条第一項第八号に 掲げるもののうち主務大臣が 指定するもの	(据置期間中は、年五分五厘)	十二年	三年
四 農業の構造改善のために必 要な事業を計画的に区域において総 合的かつ計画的に実施するのに 必要な資金であつて次に掲げる もののうち主務大臣の指定する もの	(当該資金に係る年五厘) 年五厘	三十年	五年
(一) 果樹又は指定水年性植物の 植栽に必要な資金第一項第八号に掲 げる資金	(果樹の植栽年三 年にわけるものでは、年六 分)	三十一年	五年
(二) 農畜の購入に必要な資金第一 項第八号に掲げる資金	(農畜の植栽年三 年にわけるものでは、年六 分)	三十一年	五年

合におけるその土地の取得を含む。別表第二において「農業経営の改善のためにする農地等の取得」というに必要な資金第十八条第一項第四号の二中「又は改善」を削り、同号の次に次の二号を加える。

る資金」を「前項第一号、第一号の三、第二号から第四号の二まで及び第五号から第八号までに掲げる資金（同項第一号の三、第五号の二、第七号及び第八号に掲げる資金については、別表第一の貸付金の種類の欄に掲げる資金を除く。）」に「別表二」に改め、同条第三項中「自作農維持創設資金融通法」を「農業維持資金融通法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 農業若しくは沿岸漁業の構造改善の計画的推進を図り、又は農業経営の規模の拡大、農業生産の選択的拡大若しくは林業経営の改善を促進するために必要なものとして別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付けの利率はそれぞれ同表に掲げる利率によるものとし、その償還期限及び据置期間の範囲内で公庫が定めるところによるものとする。

第十八条の二第一項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。
附則第二十二項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

(一) 森林の保育に係るもの	森林の保育その他の育林に係るもの	森林の保育その他の育林に係るもの
（二）沿岸漁業の近代化を図るため漁船の改修、建造若しくは購入に係るもの	沿岸漁業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において実施するに必要な資金を計画的に融資するもの	沿岸漁業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において実施するに必要な資金を計画的に融資するもの
（三）生産行程の協業化に係るもの	第一項第五号の二、第七号又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	第一項第五号の二、第七号又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの
（四）漁船の改修、建造又は取得のための資金の融資	（主務大臣の指定するものについては、年四分利子）	（主務大臣の指定するものについては、年四分利子）
（五）生産行程の協業化に係るもの	（主務大臣の指定するものについては、年四分利子）	（主務大臣の指定するものについては、年四分利子）
（六）生産行程の協業化に係るもの	（主務大臣の指定するものについては、年四分利子）	（主務大臣の指定するものについては、年四分利子）
（七）生産行程の協業化に係るもの	（主務大臣の指定するものについては、年四分利子）	（主務大臣の指定するものについては、年四分利子）

附 則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、なお從前の例による。

3 自作農維持創設資金金融通法（昭和三十年法律第二百六十五号）の一

〔審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載〕

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

4 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

5 銀行その他の金融機関で政令

で定めるもの

第五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

この法律は、公布の日から施行する。

同項を同条第二項とする。

この法律は、公布の日から施行する。

委員会におきましては、これら両法案を一括して審議し、質疑にあたつては、公庫資金、近代化資金その他農林漁業の状況とあり方、農業及び沿岸漁業の構造改善事業の状況と資金関係、農地の取得及び評価、自作農の維持、公庫の経理及び運営、新たに追加した二法案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたしました。

○櫻井志郎君 大だいま議題となりました二法案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたしました。

〔櫻井志郎君登壇、拍手〕

○櫻井志郎君 大だいま議題となりました二法案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたしました。

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

兩案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

附 則

この規程は、昭和三十八年七月一日から施行する。

参議院法制局職員定員規程の一
部を改正する規程案

参議院法制局職員定員規程（昭和三十三年三月三十日議決）の一部を次のように改正する。

本則中「七十一人」を「七十二人」に改める。

附 則

この規程は、昭和三十九年一月一日から施行する。

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

午後零時三十六分散会

本日はこれにて散会いたします。

出席者は左の通り。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 康徳君

議員
森 八三一君 沢谷 邦彦君
沢田 一精君 林 埼君
山高しげり君 石田 次男君
大竹平八郎君 中尾 辰義君
赤間 文三君 加賀山之雄君
浅井 亨君 北條 勝八君
増原 恵吉君 堀本 宜実君
奥 むめお君 和泉 覚君
上原 正吉君 古池 信三君
市川 房枝君

○議長（重宗雄三君） 議長は、本件につきまして、議席に配付いたしました

とおりの「参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案」及び「参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案」を、あらかじめ議院運営委員会に諮りましたところ、いずれも異議

がない旨の決定がございました。

両規程案に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

二宮 文造君	小平 芳平君	田中 啓一君	野上 順君	豊瀬 稔一君	鶴園 哲夫君
白木義一郎君	辻 武寿君	温水 三郎君	木島 義夫君	佐野 廣君	柴谷 要君
野田 優作君	笠森 順造君	岸田 幸雄君	谷村 貞治君	横山 フク君	後藤 義隆君
中上川アキ君	森田 タマ君	山本 杉君	川上 炳治君	林田 正治君	北村 輝君
丸茂 重貞君	源田 寒君	栗原 祐幸君	松野 孝一君	伊藤 謙道君	光村 勉助君
久保 勘一君	石谷 憲男君	植垣弥一郎君	江藤 智君	秋山 長造君	村松 久義君
大谷藤之助君	石井 桂君	井川 伊平君	吉江 勝保君	宮澤 喜一君	松澤 兼人君
櫻井 志郎君	稻浦 鹿藏君	鷹島 俊雄君	井上 清一君	藤田藤太郎君	中村 順造君
久保 勘一君	久保 勘一君	竹中 恒夫君	西田 信一君	下村 定君	小沢久太郎君
大谷藤之助君	久保 勘一君	鈴木 万平君	村上 春誠君	木村禎八郎君	大谷 啓一君
櫻井 志郎君	久保 勘一君	小柳 政衛君	天坊 裕彦君	田中 一君	佐藤 一郎君
稻浦 鹿藏君	久保 勘一君	佐藤 芳男君	竹中 恒夫君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
吉江 勝保君	久保 勘一君	佐藤 直紹君	鈴木 市蔵君	須藤 五郎君	久保 等君
井上 清一君	久保 勘一君	西田 信一君	西田 信一君	由中 一君	木村禎八郎君
高橋 衛君	久保 勘一君	鈴木 万平君	鈴木 万平君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	小柳 政衛君	小柳 政衛君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳男君	佐藤 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	阿部 竹松君	大庭 勝也君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	須藤 五郎君	久保 等君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野 芳雄君	由中 一君	木村禎八郎君
桂君	久保 勘一君	佐藤 芳雄君	佐野		

國務大臣	内閣總理大臣	池田 勇人君
法務大臣	中垣 國男君	
外務大臣	大平 正芳君	
大藏大臣	田中 角榮君	
農林大臣	重政 誠之君	
通商產業大臣	福田 一君	
運輸大臣	綾部健太郎君	
郵政大臣	小沢久太郎君	
労働大臣	大橋 武夫君	
自治大臣	篠田 弘作君	
國務大臣	近藤 鶴代君	
國務大臣	宮澤 喜一君	
政府委員		
内閣法制局長官	林 修三君	
運輸省鐵道監督局長	岡本 惺君	
審査報告書		
國家公務員等の旅費に関する法律案の一部を改正する法律案		
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。		

昭和三十八年三月七日

要領書

内閣委員長 村山道儀
參議院議長重宗雄三殿

二、委員会の決定の理由 要領書

本法律案は、職員の旅行の実情にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額の引き上げ等を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一
費用

本法施行のため要する経費として、約千八百万円が、昭和三十八年度予算に計上されている。

二、費用

昭和三十七年度特別会計修正予算(特第2号)において、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に支入して地方交付税交付金

の額は、二百三十七億余円であ
る。

昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

審查報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え

附帶決議

地方交付税は最近三箇年度に亘り、毎年度百億円以上を翌年度に繰越使用している。予算補正の時期との関連において特別の事情は認めないが、地方行政水準、地方財政の実情あるいは地方交付税制度の性質にか

要領書

法務委員長 黨昌德次郎
參議院議長重宗雄三殿

一、委員会の決定の理由

実際に資するため、専門技術員の職務を明確にし、専門技術員及び改良普及員の研修を強化整備し、かつこれらの職員に農業改良普及手当を支給しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

要領書

商法中改正法律施行法の一部を改 審査報告書

勢の変化に対応する行政水準の推

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え

二、費用 措置と認める。

「人」とするものであつて、適当な措置と認める。

なお別紙のとおり附帯決議を付した。

二、費用

この法律施行のため研修に関する経費六千九百八十六万九千円及び農業改良普及手当に関するもの億九千六百十六万五千円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

第一、政府は法の施行に当たり、特に次の事項に遺憾なきを期すべきである。

(一) 当面農業改良普及手当として専門技術員及び改良普及員等普及職員一率に給料の月額の百分の十六を支給するように努力し、差當つて、専門技術員につてはその給料の月額の百分の八を、また改良普及員にあつては百分の十一を支給すること。

〔二〕 今後においては専門技術員及び改良普及員等普及職員の資質

の向上を図り、その活動の促進に努めることとに、これが給与についてその根本的改善をはかること。

(三) 普及職員の給与の実態に即応して国の補助単価を引き上げ地方財政に対する負担の圧迫を除くこと。

(四) 生活改善普及職員の増員に努めること。

第二、政府は林業・水産業・蚕糸業及び開拓農業等の都道府県普及指導職員について、勤務実態・勤務内容及び資格要件等を昭和三十八年度中に調査検討を了し、可及的速度かに第一の措置に準じ所要の措置を実施すること。

右決議する。

審査報告書

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

第一、政府並びに日本電信電話公社は、左に掲げる事項の実施につとむべきである。

〔一〕 電話拡充計画をさらに強化して、報告する。

〔二〕 電話加入権質の制度を早期に廃止し得るよう努力すること。

昭和三十八年三月七日

通信委員長 伊藤 順道

参議院議長重宗雄三殿

積滞の解消に努め、もつて電話加入権質の制度を早期に廃止し得るよう努力すること。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

二、費用

分な周知と積極的な指導を行なうこと。

二、本法が適正に運用されるよう十分な周知と積極的な指導を行なうこと。

要領書

本法律案は、資金の調達を円滑にするため電話加入権について臨時に質権制度が設けられていること。

審査報告書

が、質権の設定の状況にかんがみ、電話設備の拡充の計画に対応して本制度の存続をはからうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月七日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案

要領書

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月八日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における酒類の生産及び取引の状況等にかんがみ、合成清酒の米の使用率を法定するとともに、本みりんの基準アールコール分を若干引き上げる等の

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定物資輸入臨時措置法の失効に伴い、特定物資納付金処理特別会計法を昭和三十七年度限り廃止しようとするものであつて、適当な措置と認め

る。

二、費用

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

なお、この特別会計廃止の際有する現金五億六千六百万円は、昭和三十八年度産業投資特別会計予算の歳入に計上されている。

昭和三十八年三月二十七日 參議院會議錄第十五号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価 一部十五円
（ただし良質紙は二十二円）
（郵送料とて）
発行所 東京都港区赤坂駄町二番地
大藏省印刷局 電話東京一九四一
官 部
課

三九〇